

令和6年第2回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和6年 6月 4日
本日の会議 令和6年 6月 6日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 青田浩二君
建設産業部長 山口新吾君	住民福祉部長 宮崎伸之君
健康保険部長 山本昭彦君	水道局長 渡部守史君
会計管理者 田中一之君	教育次長 宮司裕子君
住民福祉部理事 細田愛二君	教育委員会理事 鳥山勝美君
総務課長 荒木隆君	政策企画課長 中村元則君
財政課長 北野靖之君	税務課長 和田弘君
土木管理課長 山崎禎三君	都市計画課長 前田将範君
福祉課長 川内佳代子君	こども政策課長 宮司裕子君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時49分

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。通告順6、金子恵議員の公共施設マネジメントについての質問を許します。

11番、金子恵議員。

○11番（金子恵議員）

皆さんおはようございます。早速質問に入らせていただきます。今日はテーマが1つで、公共施設マネジメントについてということで質問をさせていただきます。高度経済成長期、急激な都市化の進展は人口増加と併せ、学校や上下水道、公共施設などのインフラが一斉に整備されました。その時に大量に建設された公共施設などが老朽化によって、一斉に更新の時期を迎えています。その多くが30年以上を経過し老朽化したことで、建て替えや修繕といった更新が必要な時期が集中している状況は、本町における課題でもあります。また、これと同時に少子高齢化、人口減少が進み、それにより生産年齢人口が減少するため、地方自治体の財政状況は厳しくなっていくことが予想されています。そのような中、インフラの老朽化は、例えば笹子トンネルの天井板落下事故のように人命が失われる大事故をはじめ、水道管の破裂など住民生活に悪影響を及ぼす事態は現実問題として存在しています。本町が保有する建物を現在の数や大きさ、事後保全型で更新すると仮定した場合の費用は、10年後までに累計199億円、40年後には約620億円の更新費用が発生すると試算され、単年度当たりは15億円、既存の大型事業費に要する経費をこれは含みますが、とされています。これを予防保全型管理、長寿命化した場合、40年間で約21億円の縮減が見込まれていますが、昨今の物価高騰などさまざまな要因を考えると、莫大な金額が発生することは避けられないのではと危惧しています。今後も将来に向け必要な予算を確保し、また、最適な公共サービス提供の継続が望まれることから、以上を踏まえ質問をいたします。（1）公共施設等のマネジメントを推進していくために、全庁的な取り組み体制の構築および情報管理共有方策として、長与町公共施設等総合管理計画検討推進委員会を調整役として全庁的な取り組みをすとしているが、対応はできているのか。（2）現状や課題について、人口減少や少子高齢化による施設ニーズの変化や老朽化、厳しい財政状況等を踏まえて施設の総量、施設管理の適正化にどう対応していくのか伺う。（3）公共施設等総合管理計画の根幹は、全ての施設について機能を維持し長寿命化を推進することで総費用の削減を目指すということだが、電気代やガス代などのエネルギー価格が高騰しており、維持管理費そのものが3割近くも上昇している中で、機能を維持するという条件の中で長寿命化しても維持管理費の問題は避けられない。公共施設等総合管理計画における総費用の削減をどう考えているのか。（4）総務省の提言に「住民参加による公共施設の配置、整備方法の検討」と示されているが、改訂に合わせどのように取り組むのか。（5）個別施設計画が作成されているが、進捗状況、今後の

見直しはどうか。以上5点を中心にお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは今日最初の質問者であります金子議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず1番目、大きな1番目でありますけども、公共施設のマネジメントについてのご質問でございます。1点目が長与町公共施設等総合管理計画検討推進委員会の調整役として、全庁的な取り組みができていくのかというお尋ねでございました。町が所有する公共施設などにつきましては、公共施設等総合管理計画におきまして全体の状況を把握し、長期的な視点を持って総合的かつ計画的な管理の方針を定めておきまして、また、その進捗状況を管理、監督することを目的といたしまして、長与町公共施設等総合管理計画検討推進委員会を設置をしておるところでございます。検討推進委員会におきましては、総合管理計画や個別施設計画の定期的な見直しとともに、公共施設の管理などにつきましても協議を行っているところでございます。2点目でございます。施設の総量、施設管理の適正化にどう対応していくのかというお尋ねでございます。本町の公共施設管理の基本的な考え方につきましては、計画にも記載のとおり施設の利用状況を踏まえ、現在の施設保有量を維持することを目的に施設の長寿命化を図るとともに、施設を更新する場合には、利用状況に応じた施設規模とする他、他の施設との複合化や集約化を検討することで、施設保有量の縮減、こういったものを図っていくこととしております。また、こうした考え方をもとに、個別施設計画におきまして施設管理スケジュールを定めておりますので、そのスケジュールを基本にしながら年度ごとの財政状況や施設の優先順位を踏まえながら、実際に施設の改修、更新や方向性の検討を進めてまいります。3点目でございます。維持管理費が高騰する中、総費用の削減をどう考えているのかというご質問でございました。公共施設等総合管理計画につきましては、公共施設等の老朽化対策が全国的な課題となる中で、国の指針等に基づき、公共施設等の計画的な管理に関する基本方針や考え方を定めるとともに、アクションプランであります個別施設計画におきまして、施設類型ごとの長寿命化や更新等に関する具体的な対応方針をお示ししているところでございます。本町におきましても公共施設の維持管理や更新に要する費用がこれまで以上に増大することが予測される中、町の財政負担を軽減、平準化しつつ、人口減少、少子高齢化等による利用需要の変化を見極め、持続可能な町民サービスを確保できるよう、公共施設等の適正な維持管理を行っていくことを主眼として、各計画を策定しておるところでございます。総合管理計画は10年、個別施設計画も10年を計画期間とし、5年ごとの見直しを行う中長期的な方針を定める計画となりますので、近年のエネルギー価格や人件費の高騰にも注視しながら、経費の縮減につながる手法につきましても検討を行ってまいりたいと考えております。4点目でございます。住民参加による公共施設の配置、整備方法の検討はどのように取り組むのかというご質問

でございます。全国的な人口減少、少子高齢化の進展によりまして、本町におきましても長期的な人口減少は避けられない状況でございます。町の財政負担を軽減、平準化しつつ、人口減少、少子高齢化等による利用需要の変化を見極め、持続可能な町民サービスを確保できるよう公共施設等の適正な維持管理を行っていくために、各計画を策定しております。公共施設の更新におきましては、公共施設等の利用状況や利用者の声など住民ニーズを的確に把握しながら機能の集約化、複合化の可否、ダウンサイジング等を検討してまいりたいと考えております。5点目でございます。個別施設計画の進捗状況、今後の見直しについてはどうなのかというお尋ねでございます。個別施設計画につきましては、今年度、計画対象施設の保守点検結果や現地調査の成果を踏まえまして、各施設の劣化状況を把握をし、改修工事の優先順位の検討や工事費の試算などを行う、いわゆる劣化状況調査、こういったものを行い本計画の改訂を行う予定でございます。個別施設計画におきましては管理スケジュールをもとに、実際に施設改修等に要する経費やその年度ごとの財政状況を踏まえまして、施設の改修、更新を進めていくとともに、計画策定後に施設の方針が明確化した場合などには、必要に応じまして計画の記載内容の一部改訂を実施するなど、公共施設の適正な管理を図っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

それでは再質問に入らせていただきます。申し訳ない、ちょっと考えがまとまっていなところがあるので、質問があちこち飛ぶこともあろうかと思えますけど、その点はお許してください。まず、この公共施設マネジメントについてですけれども、これに関しましては、皆さんその定義的なものというのはご存じかと思いますが、地方公共団体が保有し、または借り上げている全公共施設を経営の視点から総合的かつ総括的に企画管理および利活用する仕組みということで、それを進めるための一つの手法だというふうに感じております。ちょっと町長の答弁の方を私聞き逃したのかもしれないんですけども、この管理計画の中に検討推進委員会というのが設けられている、設置されておりますけれども、これ総合的な管理計画を策定実施するために設置されていることがあるということで、本町ではちょっとよく分からなかったんですけども、地域の具体的な施策を進める役割を担うというところで、今回計画の中間見直しはされましたけれども、町長の諮問によるこの会議での内容的なものっていうのが実際にあったのか、その点をまずお聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

町長の諮問による開催につきましては、現在のところ開催されておられません。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

それではどのような体制でどのような議論が行われてきたかというのは、各所管、関係する所管の方で知り得ることだというふうに思いますけれども、この委員会、どのような体制というか、どういうふうなメンバーで、どのような体制で、どのくらいの間を置いて開催されているのか、実施されているのか、そこをお伺いします。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

検討推進委員会につきましては、公共施設の所管部署や財政部署などを構成員として委員長は副町長となります。委員会は全庁的な視点で、本町の公共施設マネジメントを進めるための横断的な内部組織となります。各種計画の定期的な見直しとともに公共施設の管理などについて協議を行っておりまして、基本的には年に1回程度開催する予定としております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

内部的な組織ということで、それでは財政的な部分も職員の方の委員会ですから分かるかと思えますけど、その財政面に関する意見とかそういうものはどうでしょう、そういう議論はあったのか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

本町の公共施設マネジメントにおいては、財政負担の軽減や平準化などが重要な課題となっております。施設ごとの改修時期の優先順位などについて、ご意見を頂いているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

その財政の件なんですけれども、町有施設というんですかね、この維持管理費に関連する中長期的な経費見込みやそれに充当可能な財源というのは、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

先ほど一般質問の中でもございましたが、総合管理計画におきましても事後保全と予

防保全の比較のため、一定の条件の下で普通会計における修繕費などを含めた40年の施設の改修更新費用の累計を試算しております。また個別施設計画では、計画期間10年の概算工事費を明記しているところがございます。充当可能な財源といたしましては、施設の類型や更新、改修といった整備内容ごとに、充当可能な補助金や起債などを活用するとともに、ふるさと応援寄附金や既存の基金なども活用する予定としております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

財源ですね、これについてお聞きしましたのは、自治体によっては基金を作っているところもあるようです。予算要求特別枠の財源を確保するためということですか、そういう理由で決算剰余金を財源に基金を創設、基金を活用することによって中長期的に更新費用財源を確保できるというメリットをもとに、この基金創設ということが行われています。この考え方は、本町ではどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

基金の話ですけれども、例えば公共施設の維持更新のための基金を例えば一本で作っているような自治体もございます。いろいろな方法がある中で、長与町ではそれぞれ設置してある基金、例えば教育関係の公共施設であれば教育振興基金であったり、コミュニティ活動推進のための施設であれば、ふるさとづくり基金の方から財源を補填しております。いずれにしても、施設の整備更新のために使える基金というのは必要だと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

この基金に関しては、ちょっと今お聞きした内容ではちょっと前向きなものかなと思います。何せ莫大な費用がかかりますので、ある意味先ほども言いましたように、予算要求特別枠を確保という意味でも基金の創設というのは重要なことかなと思いますので、今後の研究検討をお願いしたいというふうに思います。ではこの維持管理なんですけれども、民間活力の導入ということで昨日も同僚議員が質問をされておりました。これに関しては計画の中にもこの文言が入ってくるかというふうに思いますけど、それでは何に重点を置いて取り組もうと考えておられるのか、また管理計画にも記載されているPFIとか、アダプト制度、そして指定管理者制度の積極的活用についてもお聞かせ願えたらと思います。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

議員ご指摘のとおり、総合管理計画におきましても、民間活力の導入につきましては、財政負担の軽減や官民協働によるまちづくりの方策として、導入を検討するよう位置付けております。現時点では、本町におきましてP F I 事業などの民間活力を行った事例はございませんが、今後の公共施設整備におきましては施設の整備手法それから運営手法の検討に当たりまして、民間活用の導入につきましては随時幅広く検討していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今それぞれの民間の活力の導入ということでお聞きしましたが、そのうちの指定管理者制度に関して特別ちょっとお聞きします。制度を導入している他の自治体では、公共サービスの効率化と品質向上を目的に導入されているということですが、本町ではその考え方についてはどうお考えでしょうか。昨日答弁があったのかもしれないですけど、再度お聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

指定管理制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、必要に応じて活用できる制度でございます。行政とは異なる民間事業者の視点やノウハウにより、住民サービスの向上や施設管理における費用対効果の向上につながるものと考えております。現時点では本町におきまして導入事例はございませんが、公共施設の運営手法の検討に当たっては、選択肢の一つとして考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

ありがとうございます。今、説明いただきましたけども、指定管理者制度のメリット、デメリットいろいろあるかと思えますけれども、本町でこの制度を取り入れた場合のメリット、デメリットというのをどうお考えかというところはどうでしょう、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

一般的なメリットといたしましては、先ほども申し上げたとおり住民サービスの向上、それから施設管理における費用対効果の向上につながるものと考えております。デメリットにつきましては、制度そのもののデメリットというよりは、導入する場合の制度設計

や事業者選定を十分に検討した場合でも、何かしらこの施設管理に関して不測の事態が生じた場合、例えば事業者が撤退した場合など結果的に不利益を被るのが施設利用者にと及ぶことだと考えております。本町におきましてこれらの民間活力の制度が導入されていない要因の一つといたしまして、本町の施設の管理が正規職員で管理されている施設があまりないってところもございまして、人件費の削減があまり見込めないこと、それから制度を導入した場合、マネジメント料が人件費に上乗せされることもありまして、コストの削減がなかなか見込めないのではないかとということで、導入がなかなか進んでいない状況でございまして。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

この制度をやっぱり導入するに当たってはマネジメント料と今おっしゃいましたけれども、ある意味別に予算がかかるということで、それは重々分かってるんですけども、公共施設というものの大本というのは、いかに住民の皆さんが多数利用して、多数集まるか、今回、図書館が複合施設として出来上がりますけど、これの冒頭に、にぎわいの創出、そういうふうに掲げられていますけど、ここ一番大事なところなのかなって。造って図書館っていうだけではなく、もっともっと民間のアイデアとか、そういうものっていうのも今後必要になってくるんじゃないかなと思います。もう大変申し訳ないんですけど、やはり公務員の方で運営をされると、本当一つの路線上に運営というものがあって、それからはみだした、何ていうかな、昔、公務員はばかでもいいって言う首長がいたんですよ。その方っていうのは、公務員をその方をばかにしてるんじゃないかと、そのくらいばかかことを考えついて、そしてそれを住民サービスにつなげて、それが成功しているって言う中で、ばかでもいいって言うふうにおっしゃったんだというふうに思いますけれども、もう本当すごいアイデアを持った方っていうのが、職員の中にも多々いらっしゃると思うんですけども、ではなくてプラス民間の中でも例えば図書館だったりとか、公園だったりとか、自分たちが指定管理を受けたらこういうふうに持っていきたい、こういうふうにしてからにぎわいを創出したいというふうに考えておられる方もいらっしゃるんじゃないかなと思うので、そこを利用することも何か有効かなと、施設を有効に使っていくということ。確かにお金がかかりますよ。けれどもこれがその皆さんの住民福祉サービスにつながるのであれば、ちょっとぐらいお金出してもいいんじゃないかなと、そこはもうオーケーなんじゃないかなというふうに思うんですね。今回既存の施設においてもこれまで以上の利用増ということを見込めるところがあると思いますし、これに関しては何度も申し上げますけど、にぎわいの創出にもつながると考えれば、図書館だけではなくても検討の余地が、他の既存の施設の中でも検討の余地があると思うんですけども、再度お答え願います。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

まずちょっと一般的なことから答弁させていただきます。指定管理制度、こちらは指定管理者に対して一概に自由裁量で施設管理を行わせるものではなく、管理の対象となる公の施設の設置目的などを踏まえ、個別の施設ごとに導入の効果や必要性を検討すべきものだと考えております。一方では議員ご指摘のとおり、にぎわいの創出、そして住民サービスの向上などが期待される制度でございますので、魅力あるまちづくりの推進に当たっては検討すべき選択肢の一つだと思っております。ご意見ありがとうございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

この指定管理者制度ですけれども、ちょっとこだわりのように申し訳ないんですが、兵庫県に尼崎市というところがありますけれども、ここが指定管理者制度で委託提案を募集という取り組みの中で「次のプロジェクトを手伝ってくれないか、君の得意なことをここで生かしてほしい。もちろんお金は払うし、権限裁量も与える。その代わり少し勉強もしてもらうけどね」という文言をプラスして、事業者の募集、NPOなどから募集をしているということで、こういう取り組みもなかなか面白いなと思っております。指定管理については、これまで実際にはそうやってこられたという経緯もなく条例もないので、はっきり言ってなかったのかなと。けれども今の時代、民間の活力を利用とか、文字だけじゃなくてやってみましょうよ、もしかしたらいい面が出るんじゃないかなというふうに思いますので、検討をお願いしたいというふうに思います。次に部署ごとに管理されているこの多くの施設の情報をもとに効率的にマネジメントを行うためには、それらが一括で比較できるようなデータベースになっている必要があるというふうに思いますけれども、そのような一元化されたデータベースが作られているか、また、地方公共団体の立地適正化計画や都市計画との連携を図ることは重要というふうに国からもされておりますけれども、今後のまちづくりに向けて公共施設の最適化をどのように進めていく予定か。お答えの中で、分割していろいろお答えしていただいたかと思っておりますけど、総括して答弁をいただけたらと思います。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

まず一元化されたデータベースでございますけれども、総合管理計画策定の基礎資料として、計画対象施設の施設概要などを取りまとめたリストは作成しているところでございますが、先ほど議員ご指摘の、より効果的な公共施設マネジメントを進めるための一元されたデータベースの構築には至っていない状況でございます。都市計画との連携につきましても、長期的な公共施設の最適化は重要な課題でございます。総合管理計画にお

いても、まちづくりに関する上位計画や関連計画との整合を図っていくことで記載もご
ざいます。本町の都市計画マスタープランにおきましても、市街地整備の基本目標の中に、
持続可能な行政サービスの提供に向けた公共施設の再配置を検討すると記載されている
ところがございます。基本的な方針といたしましては、当面は各公共施設において長寿命
化を図りながら計画的改修を行い、更新を行う際には今後の人口推移、それから利用状況、
財政状況などを考慮した上で、公共施設の配置や保有量の適正化を図っていきたいと考
えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

何となく分かりました。ただプラス、固定資産台帳というのがあると思いますけれども、
この活用も挙げられております。これは統一的なその基準による公会計制度におけるそ
の財務諸表の補助簿というふうにされているかというふうに思いますが、固定資産台帳
の整備と地方公会計の連動による情報の一元化、一元管理とその共有化に関しては、早期
に公有財産管理システムと台帳の一体化を図り、効果的な事業推進に努める必要がある
というふうに、総務省の資料の中にも入ってございましたけれども、これに関してはどのよ
うに進めるか、それともこれを頼らなくても、きちんと先ほどおっしゃられたリストによ
って進めることができる、本町の進め方ですね、その点はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

固定資産台帳の件ですね。各課が管理をしております公有財産管理とそれから公会計
整備のための固定資産台帳ですね。現在これは共有化はできておりますけれども、一元管
理はしていません。それぞれ算定方法や管理する目的も異なりますし、今のところはそ
れぞれの目的のために適正に整備をして、活用ができているものと認識をしております。
今おっしゃっていただいた一元化、一本化につきましては、その重要性であったり、必要
性であったり、またその効果、そういったものをもうちょっと勉強をさせていただきたい
と思います。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

一元化するということは、メリットというのはある程度やっぱ大きいと思うので、今お
っしゃいましたように勉強していくということで、今実際にきちんと回ってるので、いろ
いろはもうしなくてもいいのかもしれないけれども、そこで何らかのメリット、例えば職
員の負担が減るとか一括してパッと誰か所管の人が見れるとか、その共有という部分プ
ラス一元化による情報の共有の最適化というんですかね、そういうものも考えながら進

めていただければというふうに思います。次に保有量ですけれども、本町の施設の保有量というのは、国や県からしても比較する中で下回るとされているというふうに計画の中にあります。しかしこの保有量に関しては、計画の中では人口推移、財政状況を考慮しながら適正化を図っていく。これは施設管理の方の個別じゃない方の管理計画の方に載ってます。そして88ページには、施設を更新する際には利用状況を踏まえた施設規模とする他、他施設との複合化、集約化、検討を実施することで保有量の縮減を図る。これ町長の答弁の中にもきちんとありましたので、再度話をさせていただくようなものなんですけれども、人口減少とか利用需要、そういうこともその変化してくるというのは、これから当然のことであって維持管理のコスト、効果的な運用を考えた上で判断を迫られるということになると思いますが、先ほど町長の答弁にもあったかもしれないんですけども、再度、お答えいただけたらと思います。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

まず本町の施設の状況でございますけれども、長与町は合併していない市町村でございます、またコンパクトな町でございますので、支所等もない状況でございます。ですので、公共施設を過剰に保有していないと考えております。また施設の配置につきましても、図書館など全ての町民が対象の施設以外は各小学校区、5コミュニティ地区に学校、公民館、児童館など、地域活動に必要な機能を有する施設の配置にとどめていることから、現状では適正な配置も実現できるものと考えております。一方では先ほどからずっとご指摘いただいている人口減少ですね。それから少子高齢化の進展をはじめ、なかなかこの利用状況とかの公共施設を取り巻く状況の変化に伴いまして、公共施設の機能や量に対するニーズは変化していくものと考えております。こうした状況の変化に応じて公共施設の配置や保有量の適正化を図っていくことが重要と考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

分かりましたというか、そういうふうなことになるのだろうというふうには思いますけれども。今回その公共施設のマネジメントということでテーマを取りましたので、これを進めるということは総費用の削減につながるということ、そして、通告書にもありましたけれども、総務省の提言に住民参加による施設の配置整備方法の検討のようなことも示されています。住民参加というのが非常に重要であるということは、各いろんな資料とかこういうふうなものでも総務省の提言とかそういうものでも示されておりますけれども、具体的に、よく形ばかりのパブリックコメントとかあったりしますけど、ではなく実効性のあるその住民参加の意見を聞くとか、提言をしてもらうとか、そういうふうな場というのが必要じゃないかというふうに思いますけれども、その点に関しての進め方とい

うのは、本町ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

利用者の声をお聞きすることは、大切なことだと考えております。そういう中で従来の公設公営とは異なる施設整備や運営方法などを検討する場合にも、やはり従来と異なる公共施設の在り方、考え方も必要ですので、そういうご意見等も踏まえて、今後の施設の在り方等を検討していきたいと考えております。またプロセスにおいては、やはりさまざまなご意見が上がると考えておりますので、こうした意見に対しては丁寧に説明していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

丁寧な説明の中で、もしよければ、具体的には議会や住民の皆さまへの説明、情報提供とか説明というのは、やはり必要だというふうに思います。1施設1機能というのが普通の考え方だと思うんですけども、今後の先ほど言った人口減少とかいろんな利用のそういうものを考えると、そうでもなく、それが複合っていうんですかっていうか、そういう機能を一つにまとめられるところはまとめるというふうな時代になっていくのじゃないかなと思うので、そういうところの観点というのもし入れながら、進めていっていただきたいと思います。（5）なんですけど、個別施設計画が策定されているというところで、これ実はこの通告書を出したあたりというか、つくったあたりで、ある程度ちょっとご報告は頂いているんですが、もうせっかく出してありますので、民間というか公共施設と例えば自治会だったりとか、学童だったり、いろんなところとの複合施設っていうのが、長与町内にも数は少ないですけどあるというふうに思います。例えば長与児童館は学童と自治会との複合施設になっているんですけども、このような場合の維持管理費とか修繕費、そういうものの管理というのはどういうふうに今後なるのか、そこを簡単にご説明いただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

長与児童館の外壁や屋根防水の改修費用につきましては、個別施設計画にも掲載されておりますので、町の負担とさせていただきたいと考えております。また維持管理費とか修繕費につきましては、今後関係団体と協議してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

公共施設に例えばそういうふうな他の団体が入っている場合、全体が長与町の持ち出しっていうことではなく、やはりそこは案分してもいいかと思うので、それがやっぱり公共施設の維持をしていく上で重要なことだと思うので、そこは団体との話し合いとかもあるかもしれないんですけども、まず、はっきりさせるというんですかね、所在を。どこが管理する、どこがどの部分を費用を出すとか、そういうのはきちんとしていただけたらいいかなというふうにちょっと思っております。そして先日、もう本当個別計画のことですので、設計計画のことですので言いますと、29ページのナンバー37、長与町武道館、これに関しては外壁をたたきながら劣化状況を調査しているのを1週間ぐらい前にちょっと見たんですけども、これをもとに、一番最初におっしゃられていたその劣化状況をもとに調査をして個別計画の改訂というか、それにつなげていくということでありましたけれども、確かに外壁とか、外部、箱に関してのこの維持管理というのはもう本当重要で、なぜかという、これ防災の拠点っていうか避難所になったりとかそういうことがあるので、本当に箱自体のこういう劣化状況の検査というのは必要なんですけども、言っているのかな、カーテンがぼろぼろなんですよ、武道館の。別にうちの所管でもないし何でもないの、もうただ気づいたのでちょっとここで言わせていただくと、そういうものもやっぱり公共施設を維持していくため、住民の皆さんが、何ていうかな、気持ちよく利用するためには、ある一つの条件なのかなと思うので、そういうところもちょっと気がけていただけたらなと思うんですけども、これで答えを頂けるのであれば、頂きたいと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

宮司教育次長。

○教育次長（宮司裕子君）

ご指摘ありがとうございます。ただ今回の公共施設等の総合管理計画というものの中には、施設のメンテナンスとか、維持修繕等というのは含まれておりませんので、この計画の中では、そちらについてはお答えすることはできません。ただご指摘については、ありがたく受け止めたいと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

そうですね、通告が公共施設マネジメントということで、管理計画のことで質問したのに、ちょっと質問がずれてしまいましたけど、お答えいただきありがとうございます。縷々質問させていただきましたけれども、この公共施設マネジメントのポイントというのが3つあると言われてます。一つが直す、できるだけリノベーションをする。そして二つ目、増やす。できるだけ民間と連携をする。三つ目が減らす。これはスケールダウンとそれと今プラス稼ぐということも視野に進めているということで、この稼ぐというところが幅広いかと思うので、そこは研究の余地があるというふうに思いますが、それともう

一つ、この組織体制の一元化と専任の係を作る。課を作るという検討も必要になってくるのではないかという意見もよく聞いております。今日、某新聞を読まれたかと思えますけれども、隣町でこの公共施設に関しては、特別に課を作ると、施設管理課でしたっけ。他に関しては長与町はもう総務課から分かれて企画は設置されているのでいいと思うんですけど、この公共施設を維持していく上で費用的にも莫大なので基金が必要ではないかということ、それと一元化が必要ではないか、だから今提案させていただくのは一つにまとめたトータル的な課というのが必要ではないかというふうな考えなんですけれども、今日何かちょうどいい時にこんな記事が出たなど、ちょっとうれしがつて今言ってますけど、その考えはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

私も今日新聞を見させていただきました。時津町もそういったことを考えているのかなあと思って拝見したんですけれども、先ほど議員の方も言われたんですけれども、うちの方は政策企画課の方でそういった管理をしますので、それについては現状なのかなということで、しかしいろんな問題も公共施設に限らずそういったことがあれば、そういった組織の編成を含めて対応していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

一元化がどういうメリットがあるかということは、本町ではそう不具合がないようなのでいいんじゃないかという考え方もあろうかと思えますけれども、先ほどそのデータを共有しているっていう段階なので、それではもう各部署が集まってやっぱり話し合い、財政的なものから何から話し合いをしないといけないというところが、一つの課にまとめればもっと進むんじゃないかという考え方の下、こういうふうな課を設置されたんじゃないかなというふうに私は理解してるんですね。このやはりそのトータル的に総合的に見ていく必要があるっていうのが、2060年までのこの管理総合計画だというふうに思うので、まだ先は長いので、それを中長期的に考えたらこういう考え方もありなのかなというところでの検討は、また行っていただきたいというふうに思います。それと、跡地の利用というのもこのマネジメントの中では出てきます。先ほど稼ぐということをお言わせていただきましたけれども、例えば図書館が今回移ります。跡地があります。この跡地はこういうふうに活用しようかってなると、住民の皆さんは多分新しい施設が何かできるんじゃないかというふうな期待感を持つと思います。でも、それもいいでしょう。プラス他の自治体では町おこしにそこの跡地を利活用、図書館は老朽化によって更新をするので、ここの施設がきちんと使えるというわけではないかもしれないですけど、その跡地の利用が町おこしに使えるということをやっている所もあります。それと、そもそも

今回の削減するということで国の方から通達が来てると思うんですよ。この計画に係るこの総費用を20%削減しようということで通達が来てますけれども、ある専門家から言わせたら、そもそもこの20%っていう目標がナンセンスなんじゃないかという声も聞きます。しかし、そのような中でもやはり自治体ごとにその背景とか事情は異なるので、うちは幸いにも施設数も少ないし比較的新しい施設が多いということで、今の費用がどういうふうには削減できるかというのは、結構逆に厳しいのかなと思うんですよ。でもそういうことを含めながら自治体の裁量で行うことということに限られた財産なので、財政とのペアで説明は議会、住民に対し必須であることということなどを考慮しても、計画を進めていただきたいというふうに思っております、今後ですね。これ最後の質問です。できましたら町長、お答えいただけたらと思います。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今日は貴重な意見をありがとうございます。今、長与町ではいろんな取り組みをしておりますけども、機構改革も確か6年か7年前に長与町もやりました。そういった形でやってきておりまして、今いろんな今議員が心配されてることはよく分かるんですね。管理計画は管理計画としてきちっとやって、そして、公共で行うのか、あるいは民間の活力を導入するのかっていうのがあります。例えば今の文化ホール、それから図書館等々を踏まえて、管理公社に預けるかということも考えました。随分議論もしたんですよ。ところが採算が合わないということでできませんでした。その代わり高田南土地区画整理事業は、あれは民間活用をしてます、PFIじゃないですけども。それから長与カラフル、これも民間に移管しました。それでうまくいってます。だからその辺りはうまく、いわゆる官でやるのか、民間でやるのかってことは、うまく使い分けながらやっていくということと、それから長与町公共施設等管理計画検討推進委員会というのは、うちは全庁的にやっています。各部長、課長集まっていたいただいて、その都度その都度、話をすると。今のところずっと1年ぐらいはしてませんので、ちょっと今途絶えている部分はありますけど、問題がないからだというふうに思っております。従いまして今言いました稼ぐっていうことを含めまして、長与町のグランドデザイン、例えば今の高田地区の健康センター、あそこはなくなりますので、あの敷地はどうするのかと、どっかにそれも売買してもいいわけですよ。何か造ってもいいわけですよ。そういったことも踏まえながら管理計画というのをやっていきたいというふうに思っておりますし、長与町は非常にコンパクトな町ですので、そういう意味ではやりやすい部分もあるので、そういうことに甘えることなくやっていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今のところ不具合がないということだろうということで、今日提案させていただいた一元化した課とか、その基金とか、そういうことは今の時点では考えられないのかもしれないですけど、中長期的にという言葉は私は使わせていただきましたが、これが何年か後に終わるわけではなく、ずっと継続していくわけですよ。この図書館に関してもそうですよ。新しくできたからって30年後にはまたこの維持管理を考えていかないといけないといったときに、やはり一つの課があってここで一元化して管理をしていくということは、職員の皆さんも結構負担が少なく済むのかなっていう思いもありますので、そこは今問題がないからということではなく、検討のテーブルの上に乗せていただいて、今後進めていっていただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時35分まで休憩いたします。

（休憩 10時23分～10時35分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、浦川圭一議員の①新たな基金の創設と今ある基金の実態について、②長が行った専決処分の状況についての質問を同時に許します。

8番、浦川圭一議員。

○8番（浦川圭一議員）

それでは早速質問させていただきます。新たな基金の創設と今ある基金の実態について。地方自治法第241条では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」と示されております。第2項では、「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と記されています。本町の基金の状況については、毎年9月に示される決算書の中の財産に関する調書で年度末残高等が示されています。また、当初予算においても、主要な施策に関する説明書の中に、年度中の増減額、設置目的などが示されておりますが、ここでは基金の在り方、運用等について質問いたします。まず1点目、今後整備が求められるインフラ施設、公共施設などで想定される多額な改修、更新費用に対応するため、その財源を補填することを目的として新たな基金の創設を検討したらどうかと思うが、どうでしょうか。2点目、役目を終えた基金は廃止するなど検討すべきではないか伺います。3点目、法第241条第2項で「確実かつ効率的に運用しなければならない」との記述があるが、本町の具体的な対応を伺います。

②長が行った専決処分の状況について。専決処分とは、議会の権限である事項を長が代わって処分することと示されております。本来議会の議決を有する事件について、専決処分に対応した事案について、下記について伺います。1点目、令和3年、4年、5年の3

カ年に専決処分で対応した件数について、地方自治法第179条、次の議会でその内容を議会に報告し、承認を求める必要があるもの、に基づくもの、または第180条、その内容を議会に報告しなければならないが承認を求める必要のないもの、に基づくもので行われたそれぞれの件数を伺います。2点目、議決を必要とする事件が発生して、臨時会を開催するとした場合の開催日までの日数はどれぐらいかかるものなのか伺います。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、浦川議員の質問にお答えさせていただきます。まず大きな1番目、新たな基金の創設と今ある基金の実態についてということで、1点目の新たな基金の創設ということのご質問でございます。ご案内のとおり、今後の公共施設等の維持管理、また整備更新につきましては多額の費用が必要であり、その財源の確保におきましては喫緊の課題でもございます。そのような中、議員ご指摘のとおり、その財源を補填するために基金の活用は必要な財源措置と考えておりまして、令和9年に開館予定の新図書館等複合施設の建設費用につきましても、教育振興基金を活用するよう計画を立てておるわけでございます。現在公共施設の整備更新につきましては、その目的に即し、また必要に応じておのおの基金を活用しているところではございますが、議員ご提案のとおり公共施設全体の整備更新に対応できるような新たな基金の創設も含め、それぞれの目的に合致する基金の在り方と基金の整理につきましては、今後の見直しの課題として捉えておるところでございますので、総合的に検討してまいりたいと考えております。2点目、役目を終えた基金の廃止についてのご質問でございますけれども、役目を終えた基金が生じた場合は廃止いたします。また、その用途や運用方法によって統合できる基金がございましたら、必要に応じて統廃合を検討してまいりたいとそうように考えております。3点目、地方自治法第241条第2項に対する具体的な対応についてのご質問ございました。本町におきましては、地方自治法第241条の規定に基づき、基金を設けるために基金の管理と処分に関する各種条例等を定めているところでございます。また、各種条例等につきましては、それぞれの基金における設置目的や管理および運用等について規定されており、その規定に基づきながら各基金を運用しているところでございます。本町における具体的な対応でございますが、特定の目的に応じた基金の積み立てや処分の計画、あるいは基金管理委員会の設置、また自主財源確保の観点から安全性、確実性の高い定期性預金による運用収益の獲得など、それぞれの目的に応じた基金の活用と効率的な運用を行っているところでございます。

大きな2番目、長が行った専決処分の状況についてということで、1点目が令和3年から3カ年の専決処分の件数についてのお尋ねでございます。地方自治法第179条の規定に基づき、議会の議決すべき事件につきまして長が処分を行ったものは、令和3年が7

件、令和4年が5件、令和5年が4件でございました。また同法第180条の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項で条例によりご指定いただいているものの専決処分は、令和3年が8件、令和4年が8件、令和5年が7件となっております。続きまして、2点目の議決を必要とする事件の発生から臨時会開催までの日数についてのお尋ねでございます。臨時会につきましては、地方自治法の規定により必要がある場合におきまして、その事件に限り招集することとなっております。また臨時会に付議すべき事件は、あらかじめ告示しなければならないこととされております。このため、議会に付すべき事案が発生した場合、条例改正案の作成や予算編成作業などに一定の準備期間が必要となる他、議会との日程調整等を行う必要がございます。それぞれの事案ごとに準備日数は異なりますけれども、令和3年以降の臨時会開催を例に取りますと、事案発生から臨時会改正までの日数は平均で25日間程度となっておりますのでございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

それでは再質問をさせていただきます。先ほど金子議員の質問の中で基金についてもいろいろ質問をされておりましたので、重複するかもしれませんが、まず最初に質問に入る前に、今後計画的にこの公共施設の維持、管理、更新、ここに係る費用を年間幾らかかって、何年間ぐらいかかるんだということをまず明確にさせていただいて質問に入ろうかと思っておりますので、ぜひ執行部の方からこの額を示していただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

総合管理計画の中に、事後保全と予防保全の比較のために、一定の条件の下に普通会計における修繕費などを含めた40年間の施設の改修更新費用の累計を試算しております。現在予防保全型として進めることによって、更新費の縮減を図っているところでございます。こちらにつきましては、年平均で15.5億円が必要と記載しております。また、実際にかかる経費は施設の状況などにより変動がございますが、いずれにいたしましても施設の改修や更新のため、今後も継続的に多額の経費を要するということは議員ご指摘のとおりでございます。単年度当たりの費用は15億円ですね、予防保全を進めることによって。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

今後15億円のお金を40年間かけていろいろ対応していくというようなことで理解させていただきたいと思っております。このことは、やっぱりこういう大きなお金がかかるとい

うことは町民も一緒に理解していただいて、私どものちのち議会だよりとかでもこう示させていただきますので、そういった中で町民にも知っていただきたいという思いも持っておるといところでございます。それで、先ほど町長答弁の中で、今後の見直しの課題というものがあつたんですが、具体的にどんな課題があるのかということと、その見直しをする場合にどういった視点で見直しされるのか、これについて答弁を願います。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

まず見直しの課題でございますけれども、現在の基金の中には名称的にも目的にしましても範囲がちょっと限定されてしまう、範囲が狭いもの、こういったものがございます。また所管課だけが活用方法を考えるのではなくて、もうちょっと幅広く、横断的に活用できないかということも検討しております。従いまして浦川議員からのご提案もそうですけれども、基金の設置目的、また名称、あるいは充当できる範囲、あと額の妥当性などにつきましては、見直しを検討できるのではないかと考えております。それから見直しの視点ですね、基本的には基金が財源として有効に活用されているかであったり、基金の目的とその内容が適正なものになっているのか、また使いにくい基金になっていないか、そういった視点で見直しを判断すべきだと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

たしかに、見直し、設置目的等を見させていただきますと目的は示されているんですが、だからこう分かりにくい、分かりにくいからこそあちこち使えるんじゃないのかなというような思いをもしてるんですけども、極端に言えば、一番大きな財政調整基金なんていうのは予算に不足が生じた時に使えるような形になってるんですね。極端に言えば、これ1本あればもう全部網羅できるんじゃないかなというような考えもするんですが。ただですね、やっぱり目的をきちんと設定して基金を作るべきじゃないのかなということで、今回いろんな整理を、1回見直しをしていただいて、新たに公共施設整備のための基金ということで作っていただければなということで質問してるんですけども。あくまでも執行部、使う側の積み立てる手間もかかるんでしょうけど、使う執行部が作ってもあんまり使い勝手がよくないとかそういうものであれば私も勧めないんですが、そこはもうぜひ判断していただいて、もし作った方がやりやすいなというような思いがあるならば、ぜひ作っていただきたいということで質問をさせていただいております。そういうことをちょっとこう考える余地はあるんでしょうかね、新たな基金を創設するという。改めてですが。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

まず今回のご提案ありがとうございます。今後の公共施設の整備更新のための基金の創設でございますけれども、これは以前から検討事項としましてその必要性を研究してきたところでもございます。基金全体に関係してきますので、他の基金も含めまして総合的に判断と検討をしてみたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。それではよかったら作っていただきたいと思います。次に2番目に入りますけれども、役目を終えた基金を廃止するなどって書いてるんですが、実際基金のこの一覧表を見てみますと、載っていない基金も、条例には載ってるけどもこの一覧表には載っていないような基金もあるんですね。これはもう全然お金の動きがないというようなもので、それは長与町開発基金とかいうのはもうこの毎年示される基金の状況とか、ここにも載ってないんですね。条例にはそのまま残ったような状況になつてくるんですが、こういったものを整理されたらどうかという趣旨で質問させていただいてるんですが、まず今の分から聞きましょうかね、開発協力基金。これはもうほぼほぼ残高もゼロで入りもないということで何年もこういう状況が続いてると思うんですが、必要なんですかね、まだ。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

議員お示しのとおり、この開発協力基金につきましては平成12年度に取り崩しいたしまして、その後現在までゼロということで推移しております。現在この開発協力基金の設置目的としましては、開発に伴います協力金ということで以前は徴収しておりましたけれども、この協力金の性質自体が事業者の自発的に負担していただく基金ということで、内容につきましては現在は開発に当たりまして学校の用地を提供していただく中で、一定基準以上の学校用地を取得していただけない場合には、学校施設整備協力金というものを協力していただくということになってるんですが、その設置目的が現在の状況に合致しているかどうかちょっと疑義が生じる場所もございますので、この協力金につきまして廃止の有無につきましては、今後関係部署とも協議しながら検討してみたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

開発協力基金ということで今学校の話も出てきたようなんですが、私の感覚では民間の一般的な開発、例えば小さいものと言えばアパートを何戸以上建てるとかですね、開

発指導要綱に基づいた開発によって、いまだに残ってるわけですよ、協力金を納めてくださいというような制度がですね、その要綱の中にも。だからそういうものによって納めていただいたお金を積み立てていく、そういうものがこの開発協力基金というものなのかなというふうに思っていたもんですから。そういったものであるならば、今現在本町は工場設置条例等に基づいて、新しくこの長与町に参入した企業とかについては、例えば条件が合えば固定資産税の3年分を補助していくとか、そういった制度まで出来上がっている中で、住民に来て住んでもらうのには負担金を納めなさいなんていうのがもう成り立たんではないかと思っております。これ今、ちょっと私はそういうふうにはずっとこう思っているもんですから。もうこういう基金は成り立たんではないかなと思っております、今あえて質問したところなんです、今から協議して決めるとかいうことですよ。まあ協議して決めてください、そしたら、よろしいですかね。

○議長（安藤克彦議員）

建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

この条例が制定された時期が昭和51年ということで、当時長与ニュータウンであったりとか丸田のアパートとかいった団地開発が進んだ経緯もありまして、創設されたというふうに理解しておるんですけども、現在の社会状況を鑑みますとその設置目的というものがどうかと、実際現実性があるのかなというところもありますので、再度答弁になりますけれども、関係部署と協議しながら廃止の有無につきましては検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。ぜひ検討してください。お願いします。それとこの用品調達基金、先ほどの条例の設置年数、昭和57年っていうことで言われまして、これまだまだ古くてですね、昭和44年4月1日にこの用品調達条例というのが作られてるわけですね。基金の、これは定額基金ということで年間100万円を維持していくようなそういう基金になっておるようでございますけども、これは今、予算書とか見させてもらいますと、各課でもう予算措置をしていろいろ調達されてるんじゃないかなと思う中で、何であえて100万円、予算全体から見るとわずかな金だと思んですけども、そういうものがいまだに残って、こういうものを使って運用しなければならないのかちゅうのはよく分からないんですが、そこについて、まだまだこの用品調達基金というのは必要なのかどうか答弁願います。

○議長（安藤克彦議員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

議員がおっしゃるとおり会計課が管理する用品調達基金は100万円を原資とする定額運用基金でございます。これ今どういった状態で使ってるかと申しますと、役場内で使用頻度の高い封筒をこちらの基金で一括購入いたしまして、その封筒を必要とする課に対してそれを販売しております。そうすることでより安い単価での購入を可能としている状況でございます。封筒以外にもたくさんの備品があるんですけども、会計課の用品調達基金は今、封筒とあと納入済通知書とかそういった一部の分しか取り扱いしておりません。今後これが必要なかどうかという話になった時には、私としましては全庁的にこの辺りは活用していくべきかなと思っております。というのも、封筒以外の備品等ですね、これらに関しても一括購入で一括管理、そして単価契約等を結ぶことで、より経費の削減が実現できるのではないかなと思っております。しかしながら、こういったこれを実現するにはかなりの相当の事務量とかいろいろ発生いたしますので、役場内の体制とかそういった関係各課の協議を経てから、そういったことも研究していかなければいけないと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

一定の必要が今まであってきたんだというような説明だったと思うんですけども、会計課でいろんな共通の封筒とかを購入して、それを各課に配布して、各課からまたお金を頂くんですかね。その手間をなくせば、配布しっぱなしじゃ駄目なんですかね。100万円以内のものを購入して、どここの課で封筒が不足しましたって、はいこんだけ持って行ってくださいって、ただメモして、そういう記録さえ取っておけば、同じ役場の財政の中でお金はもらわんでもいいってなればもう要らんわけでしょう、この基金は。だから、作るのは1カ所の方がいいんだと言うのであれば、今までどおり100万円以内で会計課で作られてですよ、封筒とか、必要な所に配布するという形にしまえば、この基金は要らないんじゃないのかなというふうな感じをしておるんですが、そこら辺も含めて改めて検討していただいてよろしいですかね。

○議長（安藤克彦議員）

会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

今議員ご指摘のとおり、今現在では確かに封筒等を会計課で一括で作成して、各課からその分の代金を頂いて、また基金の方に繰り戻すといった手順を踏んでおるんですけども、おっしゃるようにその辺りをもっと事務の改善に進むのであれば、関係各課と協議しながら、その在り方についてもちょっと研究の方していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

分かりました。それでは3番目の質問ですが、これ法では確実化、効率的に運用しなければならないというのがあって、条例を見てみますと、例えば財政調整基金の条例の中の管理というところには、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないということで書いてあるんですね、条例の方は。だから私最初法の方を見ましてですね、運用しなければならないということ、国もえらい無理なことを言うなどというような感じを受けまして、どうしてもこの運用という言葉にちょっと反応しまして、運用となるとやっぱり頭に浮かぶのがやっぱり株式であったり債券であったりとかですね、何かちょっとでも危険を伴うようなものが入るのかなというような感じがしたものですから、あえて町の具体的な対応ということでお聞きをしたところなんです。実際のところ町はどうなんですかね、条例に基づいて確実に保管しているものなのか、それとも法に基づいて効率的な運用をされているのか、改めてそこをちょっと答弁願いますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

先ほど町長答弁にもありましたけれども、大局的な視点で申し上げれば、基金の設置目的に応じた計画的な活用と効率的な運用を今、行っているところです。しかしながらちょっと平たく申し上げれば、基金財産を毀損することなく基金として所有している資金や預貯金、こういったのを債権、国債とか地方債の債券などに投資配分することで、確実に保管、管理して運用収益を効率的に増やすこと、こういったことに言い換えることができます。本町においては、安全性、確実性の高い定期預金として基金の方へ預け入れして運用しているところです。現状、本町においては大型事業といったものも進んでおりますので、流動的な対応が可能な定期預金、短期運用ですね、こちらで当分の間は運用を続けていくものと思われま。しかしながら、国債とか地方債とかこういった債券による長期運用、こういった分につきましては現時点では運用は行っておりませんが、将来的に元本割れの心配がなくて、安全性、確実性が担保できるそういった金融商品があれば、今後研究していくべきものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

ぜひ安全に堅く堅く管理していただきたいと思っております。そこを申し上げまして基金の方の質問は終わらせていただきます。あと2番目の専決処分質問でございますけれども、これについては私が個人的にちょっと今、通年議会の調査、研究をさせていただいているところございまして、その参考にさせていただきたいと思っております。今回の回数をちょっとお聞きしとったんですが、回数を聞くことで、仮にこの通年議会をやった場合には、どれぐらいの臨時会じゃないんですが、通年議会ですからもう招集がかかるのかとい

うそこをちょっと見極めたいなと思って質問したところでございます。答弁によりますと、例えばこの簡易なものはそのまま、仮に残されるかどうか私もちよっとそこまで調べてないんですが、残すとしても、例えばのちのち承認を求めなければならないもの、179条に係るものが令和3年で7件、4年で5件、5年で4件ということで、1日1件で合わせて2件される日もあるかもしれませんが、最大1日1件処理したとしても、招集される議員にしてみれば招集される日にちが年間7日、5日、4日、これぐらい増えるだけなのかなというような感じで、改めて、こういうことなら通年議会でもいいのかなって感じはしてるんですが。何かと言いますと、やっぱり通告書の冒頭に書いてありますように、議会に後の事後承認じゃなくて、まずは議会で議決して決定する責任があるはずって思っております、そこを議会の1人の議員として、やっぱりここは議員の責任として全うしていくべきじゃないのかなというふうに思いましてこういう質問をしております、この専決処分がいいとか悪いとか決してここで言うつもりはありませんので。先ほど2番目でもその説明がありました告示とか、いろいろ調整とかで25日ぐらい平均かかっているんだという、こうなるとやっぱり臨時会を開くのは大変だというような気がしております。これは町にどうしていただき、ああしていただきという問題ではありませんので、なかなか質問もしにくかったんですけども、以前鹿児島県のある市で、これはその首長がとても頑張っている個人で決められるような方で、例えば副市長を専決で決めたりとか、予算も専決で決めたりとか、散々やって相当報道等でもいろいろあったんですが、それでももう専決が優先されて、後で承認を求められて非承認としたときでも、専決がそのまま優先されるという状況になるということで。長与町においてはこういうことはまずないんだろうとは思いつつも、そういうやっぱり心配するものですからですね、私も通年議会というのをずっとこう考えてはおるんですけども。そういう中でその参考にさせていただきたいということで、先ほど来申しますとおり質問させていただいたところでございますので、大体質問の答弁は頂きましたので、今後のまた参考にさせていただきたいと思っておりますので、質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時09分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、安部都議員の空き家及び特定空き家等の状況と対策についての質問を許します。

10番、安部都議員。

○10番（安部都議員）

皆さまこんにちは。お昼の1番バッターであります安部都でございます。今から1時間お付き合いをください。それでは質問をいたします。大きな1番、空き家及び特定空家等（土地）の状況と対策について質問をいたします。空き家および特定空家等（土地）に関しては、これまで数回質問をしてきました。その結果、本町におきましては、令和3年に長与町空家等対策の推進に関する条例が制定、施行されました。また、国会におきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が新たに改正され、令和5年12月に施行をされました。また令和6年4月1日より不動産における相続登記が義務化されたことにより、住民における周知等も必要とされます。長崎県におきましては、令和5年の空き家数は11万3,000戸で、空き家率は17.3%、平成30年より1万1,500戸の増となっており、全国平均13.8%よりも高い状態です。また、長崎空き家d e ミライ創出事業が令和6年度予算に組み込まれ、市町との連携事業が開始されております。そこで本町の居住等の使用がなされていない常態化している空き家の可能性が高い空き家、そして、そのまま放置すれば倒壊する状態で放置することが不適切であると認められる特定空家等など、地域住民の生命や身体、財産の保護、防災、防犯対策など生活環境に深刻な影響を及ぼさないためにも、拡大しつつある空き家及び特定空家等の早急なる対策が望まれます。そこで現在の状況や問題点、また、今後の新たな対策についてお聞きいたします。（1）空き家および特定空家等となる原因や現在の認定状況や認定数、その他可能性の高い今後の空き家の状況についてお聞きいたします。（2）長与町空家対策協議会における空家等対策計画などの策定取り組み状況や措置についてお聞きいたします。（3）高齢者の孤独死した後の不動産（家屋や土地）の相続放棄が全国で26万件になり、空き家の増加に拍車をかけている状態ですが、代執行した事例や相続土地国庫帰属制度の活用など、空き家を増やさないための対策や町民への制度の周知や理解促進などについてお聞きいたします。（4）相続不動産の登記が義務化されたことで、本町での周知状況をお聞きいたします。（5）長崎空き家d e ミライ創出事業を本町も活用し、県や民間と協力しソフト事業やハード事業などに取り組む考えはないのか、お聞きいたします。以上、答弁よろしくお願いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは安部議員の空き家等についてのお尋ねでございます。まず1点目の空き家および特定空家等となる原因や現在の認定状況や認定数、その他可能性の高い今後の空き家の状況についてのお尋ねでございます。この空き家となる原因につきましては本町が行ったアンケート、その結果によりますと、居住者の方が亡くなった場合、施設に入った場合、また入院などが主な原因でございます。一般的な要因といたしましては、人々の生活様式の変化や新築への願望、税制面での優遇措置などとともに、少子高齢化や人口減少などが要因と考えられております。しかし、それぞれの単純な要因ではなく、複合的にい

ろんな要因が組み合わされ空き家となるということが考えられます。現在のところ本町におきまして特定空家に認定した家屋はございませんが、令和3年度に行いました実態調査の結果に基づき、特定空家になり得る家屋について継続的に確認を行っており、今後も状況把握に努めてまいりたいと思っております。2点目の長与町空家対策協議会における空家等対策計画などの策定取り組み状況や措置についてのご質問でございます。本町では令和3年度に長与町空家等対策協議会の協力を得ながら空家等対策計画を策定をいたしまして、所有者等への管理の促進、除却及び跡地活用、特定空家等に対する措置の3点を空き家対策の基本方針として掲げております。1点目の所有者等への管理の促進につきましては、空き家の近隣住民の方や自治会からの情報提供に基づきまして、管理の行き届いていない空き家について調査を行い、空家特措法第12条に基づく助言を行っておるところでございます。2点目の除却及び跡地活用につきましては、令和4年度より老朽危険空家等除却支援事業を設け、倒壊の危険性が迫った空き家の除却を支援する体制を整えております。3点目の特定空家等に対する措置につきましては、特定空家等の状況が改善されない場合、長与町空家等対策協議会に助言または指導についての意見を求めてから、所有者に対し指導や勧告などを行うこととしておるところであります。先述のとおり現在のところ、特定空家に認定するに至った空き家はございません。しかしながら今後とも指定を視野に入れつつ、空き家の通報、相談に対応していくことにつきまして、今年2月に開催しました空家等対策協議会におきましても、委員の皆さまの了承を得ているところでございます。今後につきましても長与町空家等対策協議会と連携を図りながら、空家等対策計画に基づく空き家に関する対策実施、所有者等による空き家の適切な管理の促進など、空き家に関する必要な措置を講じるよう努めていきたいと考えております。3点目でございます。相続放棄された空き家に行政代執行を行った事例や相続土地国庫帰属制度の活用など、空き家を増やさないための対策、町民への制度の周知、理解促進などについてのお尋ねでございます。相続放棄された空き家に関して、行政代執行を行った事例は、本町では今のところございません。また、相続土地国庫帰属制度につきましては、その土地に建物がある場合は本制度を活用することはできませんけれども、空き家除却後の土地につきまして、土地所有者が維持管理等にお困りの場合には、有効な制度であると考えております。本制度以外にも空き家を増やさないための対策といたしまして、本町で実施しておりますのが長与町老朽危険空家等除却支援事業、あるいは住まいの窓口事業などの各種取り組みにつきまして、広報、ホームページ等で情報提供を行っておるところでございます。4点目でございます。相続不動産登記が義務化されたことの周知状況等につきましてのご質問でございます。住民への周知状況等につきましては、令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書の送付の際に、記事を掲載したチラシの同封、また、広報ながよへの記事の掲載や庁舎内におきまして、啓発ポスターの掲示を行っておるところでございます。固定資産税課税台帳の所有者の死亡によりまして、不動産の相続権を取得した相続人につきましては、死亡届の提出時に役場窓口におきまして相続登記が完

了するまでの間、資産の管理を行う仮の代表者を決めていただく、固定資産を現に所有する者の申告書を提出していただいております。その際、令和6年の4月1日から相続不動産の登記が義務化されたことにつきまして説明を行い、チラシを配布しております。また、毎月、資産所有者が亡くなられた相続権利者に対しまして、固定資産を現に所有する者の申告書とチラシを送付し、申告者の提出と相続不動産登記の手続きをお願いしております。機会を逃がさないよう周知を図っております。5番目でございます。長崎空き家d e ミライ創出事業を活用し、県や民間と協力しソフト事業やハード事業などに取り組む考えはないのかというお尋ねでございます。長崎空き家d e ミライ創出事業が、空き家の活用や監理、相談対応、普及啓発等のモデル的な取り組みを始める空家等管理活用支援法人に対しまして、県内各市町が連携して運営費、改修費などを支援するものでございまして、本年度より創出された事業でございます。事業の活用に当たりましては、本町の空き家対策に関する現状と今後の課題などを整理するとともに、他市町の導入事例などについても注視しながら、今後研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。大体2番、3番、4番というのが関連しておりますので、ランダムになってしまうかと思いますが、その辺りご了承ください。それでは再質問に移らせていただきます。先ほど空き家の原因となる特定空家の原因となるものをお聞かせ、答弁を頂きました。それから特定空家に認定される件数はゼロ件でありますけれども、その高い特定空家と判断される、もしくは空き家の大体認定される件数というのが、分かれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

令和3年度に建設産業部におきまして、空き家の実態調査を実施しております。その空き家実態調査の結果、町内に存在する空き家は348件、またその令和3年度の調査時点で本町の空き家率、ここでは全世帯数における空き家の割合で算出したものなんですけれども、この空き家率は約2%となっております。この令和3年度の調査348件、これを管理状態などによってA B C Dの4段階のランクでランク付けをしておりますが、そのAとBランクにつきましては、比較的管理状態がよく、そのままか、また少し加えれば利用可能な状態の空き家として確認をしております。このAとBランクの件数が321件、空き家の全体の約92%となっております。そして、CとDランクにつきましては、現状のままでは利用が困難と判断されたものでありますので、このCとDランクの空き家27件です。この27件、空き家全体の約8%なんですけれども、この27件を管理不全

といいますか、特定空家となり得る空き家として継続的に確認したり経過観察を行っているところです。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解いたしました。それぞれランクはA B C Dあるというところでありますけども、結構空き家が大体多いというところで分かりました。その中で家主が実際空き家の中で施設などに入って、居住はしてないけれども家主がいらっしゃる、そしてまたその家主じゃなくて親族が管理してるとか、そういった所もあるわけですね。そしてまた誰も管理ができていない管理不全空家などがあると思うんですが、その辺りは把握をされているのかどうなのか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

現在、親族の方が管理できていない件数というのは今現在把握できてないといいますか、ほとんどの空き家につきましては固定資産台帳であったり、水道の開栓状況ですね、そういったところでの確認ができていますので、誰も管理ができていないという所は今のところ確認できておりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、大体把握はされていると思います。これについては管理不全空家なんかは固定資産税や土地家屋税の納入状況とかを確認して、税務課の方たちに、そういったところで連絡が取れる連携というものがされているのかなって思いますけれども、その辺りは横の連携とかされてるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

令和3年度に空家等対策計画を策定しまして、そういった中であったり空き家の対策条例の中でも、情報等につきましては横の連携といいますか、そういったところの取り組みの条文というのは書いております。そういったところで横の連携、そういった情報等については周知をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解いたしました。それからそういった空き家になって、だんだんだんだんと、以前私

が空き家対策について質問したときよりかなり多くなっていると思うんですね。今後もやはりそういった高齢化が進むにつれて空き家また特定空家も進むと思うんですが、その中で長与町空家等対策協議会というものが活躍されているということをお聞きいたしました。そしてまたその空き家協議会は現在7人以内でされてると思うんですが、協議会のどのような専門職のメンバーの構成とされているのか、年に何回会議が行われているのか、実施されているか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

空家等対策協議会のメンバー、構成員についてなんですけども、町長を含む地域住民の代表や学識経験者などの7名で構成されておりまして、まず長与町長を会長としまして、委員としまして建築士、宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士と司法書士、あと住民代表として長与町自治会長会の会長、こちらの計7名というメンバーで構成されております。それとあと協議会の回数についてなんですけども、開催実績としましては、空家等対策協議会が発足されました令和3年に第1回、そして今年、令和6年2月に第2回を開催しております。今現在のところはまだ2回になります。ただ、この本協議会の開催につきましては、空家等対策計画の策定、変更に関するものが一つと、あともう一つは特定空家に認定するか否かの判断ですね、この二つの内容について招集することになりますので、定期的を開催する類のものではないということで、ご理解いただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、そのような専門職のメンバー7人、それから令和6年までに2回行われたということで、特定空家の調査、変更、判断、特定空家との判断、そういったところをされるということが分かりました。それから条例制定令和3年度から現在までに、直近の現場立ち入り調査などされた件数と回数がどれくらいなのか、先ほど2回話し合いがあったというところですが、現場立ち入り調査ですね、そういったところで回数などあったら教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

先ほど令和3年に実施しました空き家等実態調査、その中でCとDランクになる現状のまま利用は困難とされているもの、その27件につきまして継続的に確認、経過観察を行っているところなんですけども、令和3年度の空き家実態調査後、これまで3回、年に1回のペースのところ町内全域のDとCランクの空き家の経過観察等を行っております。

す。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解いたしました。年に1回、令和3年度、今後とも年に1回は行われるというふうに思っています。現場立ち入り調査をされた結果、今後空き家または特定空家と認定された後ですね。先ほど指導、勧告とおっしゃいましたけども、その後、指導、勧告をされて、その後はこういった形で措置をされていくのかっていうのはいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

まず特定空家と認定された後の措置につきましては、空き家特措法の第22条に基づきまして助言または指導を行いまして、それでも改善されなければ是正を行うよう勧告を行います。その際、固定資産税の住宅地特例控除というのが除外される、受けられなくなるということになります。これをもって改善が見られなければ命令という形になりまして、これに従わなければ50万円以下の過料が科せられて、その後、行政代執行等の手続きに移るような形を想定しております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、そうやって指導、勧告、それから助言、そしてまたその後指導に履行されない場合は、従わない場合は行政代執行、最終的には行政代執行になるのではないかなど思っておりますが、そこで高齢者の孤独死した後の不動産、全国で26万件ありますが、本町にとってもその孤独死のされた不動産というのがあるかと思いますが、先ほどおっしゃった相続土地国庫帰属制度、これは再度どのようなものなのかをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

相続土地国庫帰属制度についてですけども、こちらにつきましては相続不明土地をなくすために、相続または贈与などによって土地を相続した方が一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国に引き渡す、国庫に帰属するということができる制度で、令和6年4月1日より制度開始されております。これは法務省の所管になっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

この不要な土地を所有者、所有権を国に返すというところで、令和5年、昨年度から開

始をされてきました。これについてはこの制度化が非常に不十分というところで、いろんな所から不完全な制度であるというふうに問題視されております。どうしても更地にしないと国庫に返せないという問題があるということですね。そこで最終的に代執行を行われた場合、例えばこの代執行をするのは、やっぱり役場自体がするわけですから、だから公金を使用するわけですね。そこで今後その当該者に求償をしていかなければいけないというような、いろんな問題があるのかと思います。また先ほど述べられました老朽危険空家等除去支援事業補助金でありますけれども、これも設立をされておりますが、これは現在、老朽危険空家等助成補助金、利用された方はいらっしゃいますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

老朽危険空家の除去の支援制度につきましては、令和4年度から開始しておりまして、毎年複数の問い合わせを頂いているところでございますが、その中で2件申請を頂いておりますが、この老朽危険空家の要件がございまして、やはり老朽危険というだけあって、ある程度の損傷、危険性がないと適用できないという作りになっておりまして、その適用条件に満たさない比較的程度の良い家屋だったもので、結局は申請はあったもののまだ適用には至っておりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

これは補助金対象経費に2分の1を乗じた額ということで、上限50万円ということによろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

議員おっしゃるとおり、事業費の2分の1と上限50万円でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

この制度はやはり今所有者がいなくなったり管理ができなくなったそういったところで、やっぱりそのまま置いては特定空家になって、やっぱり景観が損なわれる。住民の健康管理いろんなところで不足してしまうわけですね、いろんなところで緊急事態に陥ったりするわけですね。そこでやっぱり相続土地国庫帰属制度を国の活用をするためには、このような制度を住民に知っていただかなければならないわけですよ。そういった制度を周知していく必要があると思いますが、今後どのような対策を講じて長与町として住民に周知をしていくのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

こういった町で行われます各種取り組み、制度につきましては、これまでもずっとやっておりますが、広報、ホームページ等、そういったところでの周知の方をさせていただいております。また、議員から話がありました国庫帰属制度とか登記義務関係につきましては、また、所管の方からの周知というところを徹底して取り組みをして行きたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解いたしました。そこで本町が住まいの窓口事業というのを設置されてるというふうにお聞きしましたがけれども、これはどういう事業なのか仕組みと現状をお答えください。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

それでは政策企画課において実施しています住まいの窓口事業につきましてご説明いたします。住まいの窓口は本町への移住を検討されている方への支援策の一つとして、昨年9月から実施しているものです。町が本町への移住を検討されている方から、希望している物件の間取りや立地などの条件を聞き取り、ご本人に代わって協力不動産事業者に依頼して物件探しを行い、希望に沿える物件があればご案内する仕組みとなっております。近年では、多くの不動産情報がインターネットで検索でき、遠方にお住まいの方でも町内の物件を探すことは可能ですが、町が物件探しに関与させていただくことで必要に応じて町の生活環境や関連する移住支援事業をご案内できるなど、より手厚く移住支援が行えるといった点がメリットとなります。こちらの住まいの窓口事業ですが、当初は本町において空き家バンクが実施できないか検討し、地元の不動産事業者や長崎県宅地建物取引業協会などにご相談させていただく中で、生まれた事業となっております。本町においてはベッドタウンという特性もあり、不動産物件の市場流通が進んでいること、また、不動産の売買等に関する資格やノウハウが乏しい自治体を取り引きに関与することでトラブル等も想定されることから、空き家に限定した取り組みを進めるよりも市場に流通している物件の紹介も含めて幅広く住まい探しの支援を行う方が効果的ではないかというアドバイスを頂きまして、いわゆる空き家バンクではなく、現在の住まいの窓口の実施に至っているところでございます。令和6年5月末時点で19件の相談を受けまして、61件の物件をご紹介いたしました。うち成約数は2件となっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解いたしました。19件の相談に61件の物件を紹介したというところであります。結構このインターネットを見たら、住まいの窓口というところでご紹介ありました。これは国の事業としてではなく、町独自の事業として行われているのか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

長与町独自の事業となります。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、大変いい事業だと思うんですね。やっぱり空き家を探している方たちも、こういったものがあれば活用できるなというふうに思いますし、以前私も空き家バンクの紹介をしたんですけど、これはこれで長与町の独自でというところで、今後も進めていただきたいなというふうに思います。ここでこの住まいの窓口の中に他の市町村でこの空き家を利用して空き家に住まいを紹介する地域おこし協力隊というところで、地域おこし協力隊の人を空き家に住まわせて、そしてまた居住させて空き家対策に成功した事例が他の市町であるんですけども、そういったこういった行政、それからこの地域おこし協力隊、そして不動産、そして住民とのそれぞれのコラボを提供して、こういった事例を基に成功を起こすというか、活用をさせるという事例は本町での考えはないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

ご意見ありがとうございます。まず、地域おこし協力隊の制度の概要からご説明させていただきます。都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱するもので、隊員は一定期間地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこし活動の支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など地域共同活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みとなります。長与町におきましても3大都市圏などからの転入においては特別交付税措置が可能であり、それも踏まえまして庁舎内の制度の周知を行っているところでございます。なかなかこの制度、実績が上がりませんが、今後も引き続き制度の周知と活用につましましても関係課と協議していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、そこら辺はうまい具合に空き家をなくすために、活用していただきたいなというふうに思っております。先ほど不動産情報、これを情報は誰でも簡単に閲覧することができるというインターネットでですかね、いうところだったんですけども、空き家の不動産状況、空き家を探してる人だけじゃなくって、これは空き家の買い手はもちろんなんですが、空き家の所有者側への制度の通知が必要だと思うんですね。そのあたり空き家の不動産に対するこの制度の周知をしていただきたいなと思います。現在長与町、これ見たら長与町が4件、長崎市内が2件、時津町が1件というところでこの事業をしているところだと思うんですが、その後拡大していく、展開していくというような目標はありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

空き家の所有者への情報発信ということでお答えいたします。住まいの窓口事業は移住希望者への物件のご案内となりますので、対象者が限定的な情報発信となります。空き家の所有者の方への周知といたしましては、所有者の方へご連絡する際に、空き家の相談窓口、こちらは長崎県の空き家対策協議会が無料で行う相談窓口もありますので、このような周知を行うなど、空き家が有効に活用されるような方策を関係課と協力して検討していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

それでは4番の相続不動産の登記の義務化について質問いたします。これは令和6年、今年4月1日より相続登記を義務化されたというところで拝察いたします。これが相続登記ですね、これ法務省が20代以上の1万4,000人に実施調査を行っておるんですが、約67%の人が知らないと答えています。これはこの制度について民法では相続の開始があったときから3年以内に法務局へ申請をしないといけないんですね。そしてまた正当な理由はないのに登記しないってなると10万円以下の過料、ペナルティーが科せられるというところではありますが、この制度非常にこれから重要になってくると思うんですね。今現在不動産持ってる方たちもいらっしゃると思うんですが、それについてこの制度が開始されたのが周知されていないという現状だと思うんですが、本町では今後この周知についてどのような形でされるのか、アンケートなどもしていったらいいかかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

和田税務課長。

○税務課長（和田弘君）

先ほどの町長の答弁のとおり、今後も固定資産税・都市計画税の納税通知書の送付の際に相続登記の義務化の記事を掲載したチラシの同封、それや資産所有者が亡くなられた相続権利者に対してチラシを送付するなど、周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

今後本当にこれ周知が必要だと思うんですね。そしてまた先ほど私言いましたように、この相続不動産の登記というのが、やはり町外に住まれててもう家は要らないよという方たち、若い方たちがやっぱりそういった、不動産要らないと不動産の放棄をされている方たち、かなりいるというふうに聞いてますので、そういった方たちにも不動産の放棄をした人は、この相続不動産登記の義務化が対象外となりますので、これペナルティーは発生しないんですね。だからそういったところでしっかりと今後本町におきましても住民の方に周知をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。それからこの人口減少や過疎化が進む中、空き家となった不動産、土地、家屋を手放して縁遠い親族、財産を拒否する事例が多いというところでもありますけれども、この不動産の登記の義務化をされることによって、本町にメリットというのは何かありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

不動産登記の登記義務化につきましては、将来的には土地とか建物の所有者が明確になりますし、空き家の観点からですけど、管理不全化することを予防することも期待されますので、結果、空き家対策についても有効な取り組みではないかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、今後親が亡くなって子どもたちが地元を離れている場合、維持費や固定資産税というこういった負担が大きいということで相続放棄をされる方が多いので、その辺りはこの不動産の義務化もされますけど、周知をしていただいて広く義務化についても行っていただきたいなというふうに思っております。

それから（5）なんですけど、空き家d e ミライ創出事業なんですけれども、これは現在五島市と雲仙市の2市が実施しております。このあたり、この制度について、本町は今後取り組む考えはないのか再度お聞きいたします。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

議員ご案内のとおり、長崎空き家 d e ミライ創出事業、これにつきましては令和 6 年度より創出をされましたけれども、現在、五島市と雲仙市が実施を行うということで、この本事業の活用につきましては、長与町の空き家対策に関する現状ですね。それから今後の課題などを整理をいたしまして、先ほど言いました五島市や雲仙市、そういった所の導入事例等も注視をしていながら今後研究をしていくことになろうかと思っておりますけれども、本町の空き家の状況といたしましては、県内でも 1、2 番目に空き家の割合が少ないという状況でございまして、現段階では職員もきちんと対応できておりますけれども、今後空き家が増えたりした場合とか、あと職員での対応がちょっと難しいなというような状況になったり、またこの事業を活用したいとおっしゃられる法人が出てきた場合、そういった場合になりまして、実際本町におきましても本事業の活用につきまして、具体的な検討ができるのではないかなというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

この空き家 d e ミライ創出事業は、今、県が 7 市を募集してるんですね、その辺り本町にもこういったお知らせが来ているんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

空き家 d e ミライ創出事業につきましては、長崎県の住宅部門の方から周知の方、内容のパフレットだったり資料の方は頂いております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

この事業に対する本町はやっぱり今のところは取り組む意志はないみたいなんです、このような事業を今、長与町がその住まいの窓口事業をしていますが、これはソフト面がほとんどでソフト面とハード事業としては、売却、転売ですかね、その辺りはできると思うんですが、そのあとの例えば改修事業とか、解体、跡地活用とかですね、その辺りは住まいの窓口事業ではなかなか行うことはできないと思うんですね。だから今後の空き家対策の増加しないためには、住民の方たちにこういった制度を利用してもらうためには、この県の補助事業、運営費、回収費なども出ますので、県からですね。やはりこういったものを活用して今後の事業として行っていただきたいと思うんですが、再度いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

この長崎空き家d e ミライ創出事業、こういったものは今後の空き家対策、あるいは町の活性化にも資する事業だというふうに考えておりますけれども、現在の状況は先ほど申しましたとおり、空き家の数は少ない状況でございますけど今後どういったふうに変わっていくか、社会状況も変化してまいりますので、そういった社会状況等も勘案しながらこういった事業も取り組みできないか、そういったものにつきまして今後研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解いたしました。今後空き家もどんどんどんどん、前回私が質問した時よりもかなり増えてますし、高齢者の方たちも独居老人の方たちもどんどん増えて、やっぱりその管理不行き届きの空き家も増えてくると思うんですね。そのあたりはやっぱりこういったものを活用しながら本町もやっぱり空き家をなるべく少なくする、特定空家を出さないというところで今後活用して、広く住民の方たちにも周知していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時10分まで休憩いたします。

（休憩 13時58分～14時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、藤田明美議員の学校給食の牛乳の選択制についての質問を許します。

3番、藤田明美議員。

○3番（藤田明美議員）

私は学校給食の牛乳の選択制について質問させていただきます。学校給食での飲用牛乳提供は、戦後アメリカのGHQ政策によって日本全国に普及されました。それは昭和20年より脱脂粉乳という形で提供され、戦後79年を迎える今でも飲用牛乳として続いています。また、学校給食法施行規則第1条第2項によると「完全給食とは、給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他食品を含む）、ミルク及びおかずである給食である」と明記されています。そして学校給食法の栄養摂取基準では、カルシウムの摂取量は食品摂取基準に示される推奨量の50%を基準としています。つまり、1日で必要なカルシウムの半分を給食で取ることとされています。野菜や魚、海藻類からもカルシウム摂取はできますが、限られた予算の中で栄養摂取基準を満たすためには、日本食品標準成分表、これは文部科学省の数値であります、それで見ると優れた食品であると言えます。しかし、子どもに対する牛乳を好きか嫌いかのアンケート調査をさまざまな団体や地方自治体が行っており、その結果はある調査によると牛乳が好きと

いう子が全体の8割だそうです。つまり、アレルギーなどで飲めなかったり、苦手で飲めない子も一定数存在するという事です。アレルギーのある児童生徒には給食牛乳は提供されず、乳糖不耐症であれば停止することができますが、苦手で飲めない子には提供されて飲み残しも多くあり、破棄されている現状だそうです。これは食品ロスを生み出すことになり、SDGs17の目標のうち「12 つくる責任 つかう責任」の視点からも、食育の視点からも改善が必要だと考えます。そこで、以下の質問をいたします。(1)乳糖不耐症や苦手で飲むのがつらい児童生徒に対して、教育現場ではどのような対応がされているか。(2)児童生徒に牛乳に関するアンケートおよび牛乳残量調査は行っているか。また、行う考えはあるか。(3)給食牛乳選択制を導入する考えはあるか。以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

藤田議員のご質問にお答えいたします。1 番目、学校給食の牛乳の選択制についての1 点目、乳糖不耐症や苦手で飲むのがつらい児童生徒に対して、教育現場ではどのような対応がなされているかのご質問につきましては、本町におきまして学校給食の提供を安心安全なものにするために、長与町食物アレルギー対応ガイドラインを策定しております。このガイドラインには乳糖不耐症の児童生徒への対応につきましても触れており、医師の診断書の提出に加え、保護者と管理職員、栄養教諭、養護教諭等の面談を通して、当該児童生徒への牛乳の提供を停止しております。また、牛乳を苦手とする児童生徒に対しましては、他の献立や食材に対する偏食指導と同様に飲む量を減じたり、飲み終えるまでの時間を十分に確保したりするなど、発達段階や個に応じた手だてを講じております。決して無理強いすることはございません。2 点目、児童生徒に牛乳に関するアンケートおよび牛乳残量調査を行っているか、また行う考えはあるかのご質問につきましてお答えいたします。町立学校におきましては、その必要に応じて学校給食に関する調査を行うことはございますが、牛乳だけを特段取り上げたアンケート調査はこれまでに実施していません。また、現段階では調査の必要性を感じませんので、今後行う予定もございません。牛乳残量調査につきましては、共同調理場、各単独調理場におきまして、主食や副食の残量調査とともに毎日行っております。3 点目、給食牛乳選択制を導入する考えはあるかのご質問につきまして、お答えいたします。藤田議員もお示しのとおり、牛乳は成長期に欠かせないカルシウムを効果的に摂取できる優れた食材でございますので、学校給食におきまして牛乳の飲用は推奨されております。そのことにつきましては、児童生徒はもとより保護者にも理解していただきたいと考えております。本町におきましても、牛乳アレルギーや乳糖不耐症以外の理由で牛乳の提供を停止している例が一部ございます。その際も、アレルギーや乳糖不耐症と同様に保護者と校長、栄養教諭等との面談を実施し、校長が停止やむなしと判断した場合、牛乳の提供の停止を認めております。給食時の牛乳提供

の対応は現状を維持していく考えでございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

それでは再質問させていただきます。給食は子どもたちにとって楽しみであり、楽しい時間でもあります。つらい時間になってしまうと、栄養の吸収にも影響が出てきます。精神的なストレスは体の機能を低下する恐れがあるからです。長与町ではアレルギーのある子は診断書を添えて、それから乳糖不耐症の子もそうですね。で、どうしてもっていう方は面談が必要であるというご回答でした。それで、私もどういった申請書が必要なのかというふうに調べたんですけども、まず、この長与町学校給食申込書というのは、これは長与町の町立の小学校に入学してから中学校を卒業するまで継続する申込書ということで間違いないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

間違いございません。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

この中でアレルギーの対応で給食を一部または全部を喫食しない場合は以下にレ点をしてくださいとあって、この中に牛乳も入っているんですけども、注意書きとして「給食を停止するには、アレルギー等に関する医師からの指導書提示の提出が必要となります」、その後の「乳糖不耐症による牛乳停止は新規を除き学校に提出してある指導指示書の写しで対応します」とありますが、これはこの申込書を過ぎても、学校のある書類を提出すれば対応してくださるということなのではないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

申込書につきましては、給食を喫食するか、喫食しないかの申し込みになっております。その後のアレルギーの申請であるとか、乳糖不耐症象に必要な指示書であるとかは、その後の申請という形になります。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

それではもう一つの書類が学校給食停止届とありますが、これがそれに当たるということ間違いないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

アレルギー等含みまして、面談の結果、停止やむなしとなった場合に、保護者の方に提出届を書いていただいて提出していただくことになっております。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

そうですか。実はですね、私も小学生の息子がおりまして、乳糖不耐症です。それが分かったのが、小学校に入学してから週に5日、毎日200ccの牛乳を5日間提供されますが、小学校入学して1カ月、2カ月と過ぎていくうちにだんだんとちょっとおなかの調子が悪くなってきて、下痢をする日もあれば、便秘する日もあって、私最初それは牛乳のせいだと気づかなかったんですけども、でも心当たりがあるとすれば牛乳かなと思ってました。それで最終的には7月に入ってから、学校から帰ってきておなか痛いと本当にもう泣いてですね、何か腸捻転でもしたんだろうか、何だろう救急車呼ばなきゃいけないんだろうかというぐらいの腹痛で、病院に急いで運んだんですけども、原因は便秘ということでした。それで、その経緯ですね、牛乳ではないかなということを医師に相談して、それから乳糖不耐症というふうに分かったわけです。それから、学校に相談することになったわけですが、学校で聞き取りがあり、それで停止するための書類に理由を書いたり、そして息子が通う学校では代替えに豆乳がありますので、牛乳の代わりに豆乳を飲めないだろうかとか、何回かやりとりがあった上で、ようやく認められて停止をすることができるようになりました。それで、息子は調子が悪くなって病院に行ったわけですが、牛乳アレルギーの場合に停止したい、乳糖不耐症の場合にも停止したいといった場合ですね、まずは牛乳アレルギーの診断書料というのはおいくらでしょうか。その時に受診料は800円かと思いますが、この800円も払う必要があるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

診断書につきましては、病院によって額が異なるかと思っておりますので、ここでの回答は控えさせていただきたいと思っております。受診料等につきましては、議員のおっしゃっているとおりだと思います。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

アレルギーの診断書も保護者負担、受診料も保護者負担ですね。ということは乳糖不耐

症の診断書もちろん、それから診断書料も保護者負担になるかと思いますが、保護者負担ということで間違いないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

保護者負担で間違いございません。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

そうですね、病院によって診断書料というのはさまざまですが、やはり数千円ですね、4,000円から6,000円、高いところで8,000円ぐらいかなとは思いますが。その診断書の内容によっても違うかと思いますが、それでも数千円かかる負担、受診料も合わせてかかる負担になってくるかなというふうに考えます。それでは、停止届を出した場合、牛乳代というのはその毎月納める給食費より差し引かれるのでしょうか。それがもし差し引かれるならば、いくら差し引かれるか教えていただけますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

牛乳が停止となった場合、牛乳の価格分減額をして徴収をさせていただいております。牛乳1本の価格が現在59円60銭となっております。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

分かりました。それでは質問を変えて、飲み残した牛乳、それから飲まれなかった牛乳ですね、そのアレルギーでもなく不耐症でもなく残してしまう、欠席の方もいるかと思いますが、その飲み残した牛乳、それはどういうふうに処分されるのか教えていただけますか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

飲み残しの牛乳、それから欠席者分の未開封の牛乳、どちらも廃棄という形になっております。副食の残食につきましては、家畜等の飼料になるのですが、牛乳は液体でございますので全て廃棄処分となっております。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

分かりました。飲み残した牛乳、学校によっては水で希釈して廃棄されると。それが子どもたちの手洗い場であったりするという事も聞いています。それで、暖かい日とか少し臭いもするっていうふうなことも聞いていますが、子どもたちは学校でSDGsを学びながら、そういった廃棄される牛乳、食品ロスを目の当たりにするという事になるかと思えます。その児童たちが、そういったSDGsを学びながらもそういう食品ロスを目の当たりにする、そういった矛盾を感じているのではないかなと私は想像するわけですね。それについては子どもたちがそういうふうに感じているのではないかということに対しては、どうお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

学校給食におきましては給食指導の時間でございますので、好き嫌いをなく食べましょうであるとか、よくかんで食べましょう、それから会食を楽しみましょう、いろいろな声かけをしながら子どもたちに望ましい食習慣等を形成させております。その中で、食べ残しであったりとか、好き嫌いで残してしまったりっていうことも実際ございます。また議員がお示しのとおり、SDGsの学びも子どもたちは今積み重ねているところでございます。つかう責任、つくる責任、そして食品ロスの問題、そして実際は自分たちはどうなのかっていうジレンマの中で、いろいろな学びを重ねているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

そうですね、そういった矛盾を感じながらもどう解決していくかっていうことを、生徒それぞれが考えるということも教育の一つではないかなというふうに思います。ただしかしですね、飲み残される食品ロスっていうのはやっぱり減らしていきたいなというふうに皆が考えるところではあるんじゃないかなというふうに思いますが、アレルギーのある子、それから乳糖不耐症の子の場合、代替品の提供は行っておりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

牛乳アレルギーのお子さん、それから乳糖不耐症のお子さんにつきましては、家庭から持ってくる水筒のお茶で給食の時の飲料としております。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

分かりました。そうですね、豆乳が代替品として提供される学校もありますが、私の息子も乳糖不耐症ですが豆乳も飲めないなので、給食の時間は持参した水筒で水分を取って

おります。そういった牛乳に関して、息子が乳糖不耐症だということが分かってから、私もどうしてそういうことが起きるのかなということでもいろいろ調べました。その中でどうしてそういった乳糖不耐症と診断されなくても、下痢や便秘や体調不良を起こす原因が何なのかなということ調べたところ、あるドクターのブログ、その他もですけれども、いろんな文献を拝見して、それで同じようなことが書かれてありましたので、私が今まとめたことを申し上げさせていただきます。牛乳の中、乳製品の中に含まれるカゼインというリンタンパク質の一種がございます。牛乳を飲んで牛乳アレルギー症状を起こす人の多くは、そのカゼインにも種類がありまして、 α -カゼインが原因だというふうに言われています。これが未消化となりまして腸内まで運ばれると、で、腸内で炎症を起こす。これが便秘や下痢などの便通異常の原因になるというふうに言われています。人が消化できるカゼインの種類は主に β -カゼインですが、牛乳が人が消化できない α -カゼインを多く含んでいるために、そういった体調不良になるということです。そのため未消化のまま腸に入ったカゼインが腸粘膜を傷つけて炎症を起こし、その結果ひどくなると腸に穴が開く、腸管壁、腸の穴からそういったものが漏れるっていう症状が起こって、それで細菌が体内に入って炎症やアレルギー反応を引き起こすということです。それで、 α -カゼインは消化できないためにアレルゲンとなり、遅延型アレルギーの原因にもなり得るということです。ちなみにヤギのミルクは母乳と似た成分の β -カゼインの方が主ですのでおなかを壊すことはありませんが、ヤギのミルクってなかなか見かけませんよね。それから牛乳における、それから乳製品のカルシウムのバランスが悪いということも挙げられています。牛乳はカルシウム含有量が非常に高く、その栄養成分表で言いますと栄養価がとても高いというふうにはなっていますが、マグネシウムとのバランスが非常に悪い食品ではあります。牛乳を飲むとカルシウム濃度が急激に上昇するためにマグネシウムを調達しようとして自身の骨を溶解させてしまうと。骨がもろくなりやすいというようなデータも出ております。で、そういったことで、カゼインのこともあるので、停止だけではなくて豆乳などの代替品を提供してはいかがかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

大変今勉強させていただきましたありがとうございます。豆乳の提供についてのお尋ねでございますが、牛乳と豆乳は両方とも良質なタンパク質を摂取ができる食品だとは思いますが、また、カルシウムの吸収率ではやはり議員がお示しのとおり牛乳に勝るところがございます。その点で、学校給食では牛乳を取り上げているところがございますが、豆乳を今度牛乳に、もし仮に置き換えた場合、やはりその1本であるとか、小量を納入業者の方に納めていただく、そうすると配送コストであるとか、そういうものがかかりまして、今学校給食で徴収しております標準価格内には決してもう取まらないなということこ

ろで、現段階では豆乳の提供は考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

そういったさまざまな事情があるかと思いますが、豆乳は豆製品でたしかに栄養の吸収もよく、タンパク質カルシウムが豊富な飲料でもありますので、いろいろ難しいかと思いますがぜひ検討していただければと思います。では、次の質問に移らせていただきます。（2）の児童生徒に牛乳に関するアンケートで、今の現段階で必要がないので行う考えはないということではありましたが、必要があるかないかということに関しては、どのような声が上がればアンケートを行っていただけるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

学校給食に関しましてアンケート調査を取ることは、栄養教諭が学校給食献立を考える上で子どもたちがどんなメニューを好んでいるのか、また逆にどんなメニューが好まないのか、その中にはやはり子どもたちの好き嫌いな食材が関係しておりますし、でも好き嫌いがあっても栄養のバランスを考えた場合、栄養教諭としては提供を考えております。また、学校給食だからこそ初めて出会う食材もたくさんございます。私自身も学校給食で初めて食べた食材がございました。なかなか家庭では出会わない食材に出会えるのも学校給食の良さの一つではないかなと考えております。その点を踏まえてのアンケート調査を行っておりますが、何か1つ、1品、例えば牛乳だけ好きですか嫌いですかであるとか、ピーマン好きですか嫌いですかというアンケートを取ったとしても、嫌いが多かったから牛乳を出しませんとか、ピーマンが多いからピーマンを出しませんといったことは考えておりませんので、アンケートの必要性は考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

その事情は分かりました。ただですね、さまざまな団体や自治体、アンケート調査を行っているところもございます。それで市民からの声だったりとかを聞いて、それでアンケートするかどうするかというような考える自治体もございます。ここで、幾つかそういった牛乳の選択制、見直しを考えてほしいということで、調査を行ったりとか意見をされる方の紹介をさせていただきたいと思います。1つは大阪の四條畷市ですね、これは恐らく子育てをされてる方のご意見ではないかと思えます。市長に直接届く意見箱を設置されているようですね。全ては読みませんが、この中の1件、提言内容の中に「牛乳を植物性のミルクに替えるか、もしくは自由に選択できるようにならないかと思っています。海外ではその選択が当たり前になっています」、途中飛ばしまして「牛乳を出している牛は、

ホルモン剤、抗生剤、遺伝子組み換え穀類などを与えられ、強制妊娠させられています。病気で膿がたまった牛が当たり前にいます。それを飲ませるのも私は抵抗があります。そういう方は他にもいると思います」、これはですね、意見箱に、ホームページにも載せてあります。それにきちんと市長はお答えをされていますが、選択制の導入はまだ至ってないということになってます。他にネットで署名を集めている団体もありまして、もうすごくいろいろ牛乳のメリット、デメリットも踏まえた上で、選択制を導入してはどうかという署名を集められています、その中に科学的な裏付けとしてオックスフォード大学と北京大学の研究で、乳製品の摂取が1日50グラム少ないごとにがん全般の確率が7%減少、肺がんは12%減少、乳がんは9%減少。また別にオックスフォード大学の学術雑誌より「牛乳を1日1杯（給食の約1パック）飲む人と比べ、飲まない人は乳がんの確率が約3分の2だった」、それから国立がん研究センターでは乳製品が前立腺がんのリスクであることを報告しています。ハーバード大学からは牛乳脂肪の摂取が少ない人は心筋梗塞などのリスクが少ないというふうな結果が出ています。カナダ政府では、企業が資金を出した研究報告から、結果、給食の牛乳というのは外されております。国内外そういった給食で牛乳を提供することをしていいのかなのかという議論は確かに上がってきているのではと感じております。そして、あと東京都の多摩市では実施をしております。2022年8月に陳情が提出され、教育委員会で2回の審査が行われて、9月29日には全員一致で選択制ということを採択されております。これも陳情があつてからのことになってます。陳情が提出されてからですね、すいません、失礼しました。それで採択されて、翌年の令和5年の2学期から、9月より診断書の提出がなくても飲用牛乳停止届により牛乳を停止できるように対応をされているそうです。また牛乳を完全に廃止している所もありまして、新潟の三条市では週5日の完全お米の給食ということで、和食に牛乳は合わない、日本人として望ましい食習慣を身に付けてもらうためという理由で廃止をされております。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員に申し上げます。質疑は簡明にお願いできるでしょうか。

○3番（藤田明美議員）

それで私がどういったことを申し上げたいのかというと、児童生徒へのアンケート、それから保護者にもそういった実際はどうなのかという現状をやはり調べるべきではないかと思いますが、もう一度アンケートの導入についてはどうお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

そういった牛乳を飲みますか、飲みませんかであるとか、給食を喫食しますか、喫食しませんかということにつきましてのアンケートにつきましては、現段階で取ることは考えておりません。また、先ほど議員の方からたくさん事例を紹介していただき大変あり

がとうございました。大変勉強になりました。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

はい、分かりました。それでは牛乳の残量についてお伺いしますが、飲み残した分までを調査されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

牛乳の残量につきましては、未開封の分と飲み残しの分を合算した調査となっております。ですので、飲み残し分がどれだけかっているのはちょっと把握してないところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

分かりました。牛乳の単価が59.6円ということで、そうですか。それでは1日に大体何本ぐらいの飲み残しがあるか教えていただけますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

ある小学校1校を抽出したものをご紹介しますと思います。令和6年度4月、5月の牛乳の残量につきまして、1日平均約1.71リットルでございました。これは子どもたちが給食で飲用する200ccの牛乳パックで考えますと約8.5個分、1日の総量と比較しますとおよそ2.48%になっております。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

それを計算すると年間でどれぐらい廃棄されてるかということが分かるかと思しますので、子どもたちにそれがどれぐらい残っているんだよと、金額にするとこれぐらいだよということを伝えることも教育の一つではないかなというふうに今感じました。それでは3番目の質問ですね、給食牛乳の選択制ですね、これを導入するお考えはございますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

牛乳のアレルギーのお子さんには飲めないということですので、飲ませません。また、

乳糖不耐症のお子さんについても飲めないなので、無理に飲ませることはいたしません。また、保護者のお考え等で、どうしても自分の子どもに飲ませたくないという方も一部おられますので、面談を通して校長がやむなしと判断した場合は止めております。以上から考えますと、積極的ではございませんが一部選択制にはなっているのかなというところがございます。これを、積極的な選択制というものは考えておりません。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

そういったアレルギーや乳糖不耐症じゃなくても面談を通じて停止もするという、それから診断書を出せば停止をすることができるということで、実質選択制になってるのではないかなというふうに感じました。ただ、面談だったりとかのやりとり、あとそれとアレルギーとか乳糖不耐症の場合は受診とそれから診断料が保護者の負担になるかと考えますので、学校給食停止届ですね、これを提出することによって医師の診断なしでも停止することができるようにするというお考えはございませんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

診断書等の費用を考えますと、大変保護者の方には負担を差し上げてるなとは思いますが、やはり本当かうそかではなくてですね、そのお子さんの実際を知らないことには簡単には停止はできないのかなと考えております。たとえ紙切れ1枚で大丈夫ですって保護者が言われたとしても、その他の食材等でアレルギー等反応が出て困りますので、やはり医師の診断書を現在求めておりますので、このガイドラインに沿った形で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

そうですね、それも必要かと思いますが、面談をしてそれでやむなしということであれば停止ができるという方は、学校に行つての面談の時間などを要することになりますが、その方は費用がかからずに停止ができるということでもありますよね。なので、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

そこにつきましては費用がかからないというところで、やはり議員が感じられているとおり、そこについては不公平感を感じられる方もいらっしゃるかと思います。ただ、ガイドラインのあくまでそれは例外事項であつて、そこには少し時間をかけさせていただ

いて、面談等で時間をかけさせていただいて決定をしているところでございます。アレルギーや乳糖不耐症については医師の診断書がございますので、すぐに停止ができます。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

分かりました。乳糖不耐症と診断されなくても、実は乳糖不耐症だったということもあるかと思っておりますので、そこはできれば停止届を出せば停止できるというふうにしていただきたいとは思いますが、私も一つ心配なことがありまして、停止届を出すことによって牛乳の停止ができます。それによって牛乳の差額分が給食費が浮きますよね。なので、長与町にどれぐらいの貧困世帯というか、給食だけで栄養を取っているという子がどれぐらいいるかっていうことを把握するためにも、そういった意味も含めて牛乳を好きか嫌い、飲みたいか飲みたくないかではなくて、そういったことも調査できるようなアンケートをいかがでしょうか、しつこいようですけどもう一度お答えできますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

繰り返しになりますが、現段階では考えておりませんが、学校給食運営委員会等でそういったお声が上がってくるようであれば、研究を進めていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

藤田議員。

○3番（藤田明美議員）

ぜひそういったものが上がってきた時には、もう一度検討していただけないかというふうに思います。最後に、私は人というのは食べたもので体も心もつくられているというふうに考えています。もちろん教育、それから愛情を注ぐということも大事なことですよね。子どもたちのやっぱり健やかな心身の育成のために、教育の町、そして幸福度日本一を目指す長与町であれば子どもたちの声、それから保護者のさまざまなニーズに耳を傾けることができるように、アンケートなりの調査を今後も考えていただければと思います。以上で終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで藤田明美議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時5分まで休憩いたします。

（休憩 14時53分～15時05分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、松林敏議員の①不登校児童生徒への支援について、②浦上水源地区内にある

雑木林についての質問を同時に許します。なお、議員よりパネル使用の申し出があつており、これを許可していることを申し添えます。

6番、松林敏議員。

○6番（松林敏議員）

早速質問させていただきます。まず1番、不登校児童生徒への支援について。本町の小中学校の不登校の児童生徒へのケアについて、そして不登校児童生徒の義務教育終了である中学校卒業後のケアについて、以下の質問をします。（1）本町の不登校の児童数の状況はどうか。また、適応指導教室「いぶき」、放課後デイサービス、フリースクールの利用者数はどうか。（2）不登校の児童生徒が学校復帰する際に、学業の遅れが妨げになるものと思われる。学校に出席していない期間の学業支援については、どのようなものがあるか。（3）過去の議事録の中に、国の方針では不登校の児童生徒が学校復帰することがゴールではなく、社会的自立に即した協力体制を取っていくとありました。社会的自立まで協力するためには、中学卒業後も継続してケアしていくことが重要だと考えるが、本町の取り組みはどうか。（4）不登校児童生徒の保護者の相談などの支援はどのようなものがあるか。

大きな2番。浦上水源地内にある雑木林について。道の尾にある蓬莱橋の交差点から昭和町方面へ200メートルほどの所に、浦上水源地の水際と道路との間に雑木林が生い茂り、見通しが悪いカーブがある。高田南土地区画整理事業での三千隠線の浦上水源地側の終点近くであることから、これからますます交通量が増えると思われる場所であります。また、浦上水源地を水源の一部とする長崎市長与町共同浄水場整備事業が予定されていることから、このタイミングでこの雑木林を撤去できないかとの思いから、以下の質問をします。（1）雑木林の土地の所有者は誰か。（2）現在道の尾グラウンドでは、サッカーやソフトボール、高齢者のグラウンドゴルフなどのスポーツ利用や精霊流しや鬼火たきなどの地域の方々にとって大切な広場となっているが、長崎市との新浄水場の建設に伴い使用できなくなる予定である。また、新浄水場の水源として浦上水源地から取水する予定となっていることから、この雑木林を整地して災害時に避難所として使用できる防災親水公園として、現在の道の尾グラウンドと同様の使い方ができる公園を整備する考えはないか質問いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは本議会最後の質問者であります松林議員のご質問にお答えをさせていただきます。なお、1番目の質問に対しましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは2番目の質問についてお答えをいたします。

1点目のご質問につきましては、長崎市が所有する土地ということになります。そしてこの土地を公園として整備する考えはないかという2つ目の質問でございます。公園に

関しますご提案は大変ありがたいなというふうに思っております。町といたしましても、自治会をはじめ町民の皆さまの憩いの場として、また議員ご提案にもありますように災害時の避難所としても公園は必要な空間であると考えております。しかしながら、ご質問の土地は長崎市の浦上水源地内ということになりますから、本町といたしましてはこの土地に公園を整備することは困難であると考えております。なお、今まで皆さま方に親しくいただきました道の尾グラウンドの代替地につきましては、今後も地元自治会などと協議を行って進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

1番目、不登校児童生徒への支援についての1点目、本町の不登校の児童生徒数の状況、および適応指導教室や放課後デイサービス、フリースクールの利用者数のご質問につきましてお答えいたします。本町における令和5年度の不登校児童生徒数につきましては、小学校が33人、中学校が53人となっており、小中学校ともに令和4年度より増加しております。不登校児童生徒への支援につきましては、それぞれの学校におきましてさまざまな働きかけを行っておりますが、教育委員会としましても学校外の受け皿、学びの場といたしまして適応指導教室を開設しております。令和5年度は、年間を通じて小学生が7人、中学生が7人、計14人の利用がございました。また、学校外の学びの場としまして、放課後等デイサービスやフリースクールなどの民間施設を利用している児童生徒もおり、令和5年度の放課後等デイサービスの利用者は、小学生が1人、中学生が5人の計6人。フリースクールの利用者は、小学生が4人、中学生が1人の計5人でした。続きまして2点目、不登校児童生徒が学校に出席していない期間の学業支援についてはどのようなものがあるかというご質問につきましてお答えいたします。児童生徒の実態や状況に応じて対応は異なりますが、学びの中断期間をできるだけ短くするために、別室登校や放課後等を含めた学校復帰や、適応指導教室をはじめとする学校外の学びの場への接続を第一に考えております。家庭や学校外の学びの場におきましては、学校から提供するプリントなどやA Iドリルを用いた学習に取り組ませたり、実際の授業をオンラインで提供するリモート学習を行ったりすることも可能としております。3点目、中学校卒業後も継続したケアが重要と考えるが、本町の取り組みはどうかというご質問につきましてお答えいたします。不登校児童生徒の社会的自立を促すためには、議員お考えのとおり、中学校卒業後も継続した支援等が必要であると考えます。義務教育段階から引き続き、要保護、要支援とされている生徒やその保護者に対しましては、適宜必要な働きかけを中学校卒業後も関係所管の職員が継続して行っておりますが、その他関係機関等とつながっていない生徒やその保護者に対しましては、当事者や関係者からのご相談がなければ支援できない現状がございますので、この点につきましては、実態把握と必要な支援ができるよう研究を進めてまいりたいと思っております。4点目、不登校児童生徒の保護者の相談など

の支援はどのようなものがあるかのご質問につきましてお答えいたします。まず、学校内では学級担任等との相談をはじめ、管理職員との相談、小学校では親と子の相談員、中学校では心の教室相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの相談がございます。また、学校外では教育委員会の指導主事や学校教育相談員との相談や適応指導教室指導員との相談、家庭環境や子どもの成長段階において課題があるケースにつきましては、こども政策課の担当者への相談などがございます。さらに民間施設等を利用している場合は、その施設の指導員等との相談も考えられます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

それでは、再質問に移らせていただきます。大きな1問目の（1）ですが、不登校の児童生徒の数は令和4年度の数字が、同僚議員の質問がこの間もあったと思うんですけども、65人だったと記憶しております。で、令和5年度は86人と、21人の増加ということで、何か例年はもう少し微増で推移していたかとの認識でしたが、21名の増加という特に多い数字になった原因が何か把握されてるようならお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員がご心配されておられる本町の不登校の児童生徒数でございますが、お示しのとおり年々増加傾向にあります。令和5年度は86人、令和4年度65人から21人増加していることとなります。不登校児童生徒数を全児童生徒数と比較しましても、令和4年度が全体の約1.9%、令和5年度が約2.0%となっておりやはり増加傾向にあり、このことにつきましては各学校はもとより、教育委員会としましても大きな危機感を抱いているところでございます。不登校対策は、学力向上、特別支援教育の充実と並んで喫緊の課題としておるところでございます。不登校の要因は多様化、複雑化しており、1つに限定することはなかなか難しいのですが、主な要因としましては小中学校ともに本人の無気力や不安が最も多く、次いで中学校では学業不振が挙げられます。小学校では親子関係なども挙げられております。学校生活や家庭生活における強い不安感が、大きく不登校に影響しているように考えます。議員がご質問の増加の原因でございますが、明確な原因を特定できていないのが現状でございます。しかしながら不登校の要因を探る中で、コロナ禍以降でございますが、学校生活等に不安感を持つ児童生徒がやはりかなり多くなっておるようになっておるところでございます。また、ゲーム依存やその傾向がある児童生徒が増加しておることも影響に入っているのかなと考えておるところでございます。教育委員会としましては、各学校と共に不登校児童生徒、その傾向がある児童生徒への個別対応とともに、新たな不登校児童生徒をつくらぬような未然防止、予防教育に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

詳しい説明ありがとうございます。コロナとかゲームとかが影響してるんじゃないかという、そこまで調べているなら、何らかの対策は今後とも継続してよろしくお願いたいところであります。（2）に移ります。義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保などに関する法律、いわゆる教育機会確保法が施行されて6年がたちます。教育機会確保法では、不登校は特定の子どもに特有の問題があることによって起こることではなく、誰にでも起こることとされており、不登校が問題行動であると受け取られないように配慮することが必要であるとされています。不登校の子どもに対して学校以外にも居場所を広げると同時に、安心感、充実感が得られる活動の場となるような学校づくりを推進していくことが求められているとされているようです。これは自分としては大変重要なことであると考えていまして、先生や児童生徒そして保護者や地域の方々など多くの方々の理解と配慮が必要であるのではないかと考えます。その辺りの考え方や何か取り組みがあれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

不登校の児童生徒への支援の充実について、令和5年11月に新たな通知が文部科学省から発出されました。それまでの通知では学校復帰をゴールとしないというところが先に歩んでしまって、それ以外の部分がちょっとトーンダウンしてたような形なんですけど、誤解を生じさせないようにということで新たな通知が発出されたところでございます。それを受けまして、議員がお示しの安心感、充実感が得られる活動の場となるような学校づくりの推進というのは、先ほど申し上げましたように、これがまさに不登校児童生徒をつくらない予防教育の一つではないかなというふうに捉えております。教育委員会としましては、各学校とともに誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組んでいきたいと考えております。その際には、児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占めております学校における教育活動の中心である授業を、魅力あるものにしてまいりたいと考えております。児童生徒の個性や特性に応じた個別最適な学び、児童生徒が互いに認め合いながら、合意形成を図る協働的な学びの実現を目指して授業改善に取り組んでまいりたいと考えております。また教育活動全体の中では、他の児童生徒や教職員との人間関係の形成、そういったものに資する活動を十分に時間をかけて丁寧に行ってまいりたいと考えております。また、いじめや暴力等の問題行動等には教育的配慮の下、毅然とした対応をしてまいりたいと考えております。学校という場は、多くの人たちとの関わりの中でさまざまな体験や経験を通して、実社会に出て役立つ資質能力、生きる力を育てる場所でございます。一人一人の子どもたちにとってそういった場になるような学校づくりに、

今後も努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

非常に丁寧な説明ありがとうございました。とはいえ、無気力とか不安が一番の不登校の原因であるんじゃないかということは、実際は気分によって学校に行こうかなとかそういうふうな波があるとは思うんですけども、その時に学業の遅れが学校への復帰の妨げになるということで、学業を続けられる環境を提供することが大切であると自分は考えてまして、先ほど85人のうち「いぶき」とかデイサービスとかフリースクールなどを利用しての人が恐らく二十数名おられたかと思うんですけども、それ以外の方々はやっぱりプリントでの学習だったり、AIを使ってとかの話だったと思うんですけど、そういったところの中でそれで学力的にはどういった状況なのかを分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員がご心配のとおり、やはり学校での学びが中断しますと学力の定着っていうのはなかなか難しいものがございます。今お示しのあった22人につきましては、全てが完全不登校ではございませんので、学校に足が向く時もございます。その際に教室には入れないけれども別室だったら行けるってところがございますので、別室でそこに対応する職員を1人充て、個別対応を行ったりしておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

生徒の中でも出席日数の程度の差とか、あとはやっぱり学校には行けないけどフリースクールには行けるとか、やっぱこういろいろな程度が、ケースバイケースだとは思うんですけども、そんな中で学習環境の場も多様性を持って、その児童生徒に合わせた、学習方法が合ったやつを提供できるのが一番いいのかなと考えてまして、私の方から一つ提案したいのが、オンラインスクールというのが最近ありまして、パソコンやタブレットを利用してインターネット上での通信制の学校であると。昔は高校だけだったと思うんですけども、最近は中学校や小学校のオンラインスクールが複数開校されていて、オンラインでの授業、添削指導やテストなどもあると。不登校の児童生徒の学力向上が期待できると思われます。また、不登校や発達障害の児童生徒への理解も高く、仲間づくりもできるとされているようです。料金は私が見た中で3校見たんですけども、どれも3,300円程度となっておって、比較的費用が抑えられていると思います。時間や場所を選ばないことから私はオンラインスクールは不登校の児童生徒の学習面の遅れを取り戻す解決

策の一つであると考えていて、不登校の児童生徒の選択肢を増やすという意味でも保護者の方に提案することをお勧めしたいのですが、考えをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

不登校児童生徒の学力の向上であるとか、実社会に出ていくために必要な資質能力を育てる上で、スモールステップの一つとしてそういったオンラインでの学びっていうのは一つ選択肢としてあっていいのかなと思っております。その中で、やはり保護者とまた児童生徒と少しずつ高めていく中で、相談していく中でその選択肢も一つ紹介をしながら、やはりその児童生徒に応じた、合ったやり方というものがあると思いますので、その選択肢の一つとして、今議員より提供いただいたことも一つ提案をしていきたいと思いますが、なにぶん料金が発生するということと全体的な家庭が利用できるかどうかというところは不確かなところがございますので、そこについては公的な資金というのは支出はできないかと思っておりますので難しいところがございますが、選択肢の一つとしては考えさせていただきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

フリースクールというものが大体月々3万円程度とかそういうよく目にするので、それと比べれば大分安いのかなと思ってまして、あとはフリースクールとかはフリースクールまで物理的に通える人と通えない人とかいると思うんですね、あと金銭面の話とか。そういった中ではやっぱりネットを活用した勉強の方法っていうのは有効なのかなと考えています。勉強を行う環境はさまざまでも、勉強をしっかりと続けて、学力が遅れていかなければ大学にも進学できるし、専門学校などにも行って資格を取得するなど、社会的自立の手段や武器となり得ると私は思っています。再度になるとは思いますけども、勉強を行う環境を子ども一人一人、個性に合わせて柔軟に検討していただけたらと思います。3番に移りたいと思います。不登校の児童生徒が社会的自立することを目標とするならば、中学校卒業後も継続的なケアが必要ではないのかということ、このような質問をいたしたところであります。昨日、過去最低の出生率を更新というニュースがありました。この少子化の中において子どもは国の宝であると自分も思うところであります。その国の宝がニートやひきこもりになってしまうと、非常にもったいないことであると自分は思っていて、本町にとっても大きな損失であると考えます。中学卒業後もこども政策課の方とかでできたら中学校から情報を引き継いで、声かけとかそういうのができてたらいいと思うんですけど、その辺をちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

義務教育の段階からこども政策課が関わってきた生徒やその保護者に対しましては、家庭の状況に応じてその後も訪問を行ったり、高校など所属先がある場合には情報共有を行いながら中学卒業後もケアを継続してまいります。ただ、これまでこども政策課とつながっていない生徒やその保護者につきましては、こども政策課の方に子育て相談専門員等による電話などを活用した相談体制を整えておりますので、まずはご相談いただきまして、必要に応じて関係機関へのご紹介を行いながらケアを行っていかうと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

相談があったら関係各所に窓口があるということだと思うんですけど、その相談を受け付けるっていうのは、必要な情報を必要な方に届けるっていうのはなかなか、本当大事なことやけど難しいことだと思うんですけども、できたらその辺を充実させていただくようお願いしたいと思います。3番も以上で飛ばしまして、(4)に移りたいと思います。

(4)の不登校の児童生徒の保護者の方々は、いろいろなケースがあると思うんですけど大変不安な気持ちを抱えていることと思います。個人的な話ではございますが、私自身もその経験があることを申し添えておきます。先日の同僚議員の質問にもありましたが、教職員の仕事量が大変多く、増加を続ける不登校の児童生徒の対応は大変なものと思われまます。そこでいろいろな担任の先生じゃなくてそれ以外の方との相談業務とかたくさんあると思うんですけども、その辺の、昔と比べて大分不登校の生徒増えてると思うんですけど、その辺の人員配置みたいのところ足りてるのかどうか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーですね、その辺の業務は、適正な人間が割かれてるのかどうか教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在スクールカウンセラーが本町の小中学校には必ず週1回配置されております。またスクールソーシャルワーカーが週3日教育委員会の方に配置されており、その3人のスクールソーシャルワーカーが各中学校区を担当しております。そして各中学校区でご心配な相談がある保護者等の対応を行っておるところでございます。現在のところ足りないという所はございませんが、増員した方がよりきめ細かな対応ができるかなと考えておるところでございますが、県から配置されておる関係上、増員をお願いはしていきたいと思いますが、現状とそうまだ変わらないところではないかなと思われまます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

ありがとうございます。十分対応できてるということで、相談業務はそこだけじゃなくて他にもいろいろあると思うんで、ぜひありがたいことかなと思っております。最後に、不登校の子どもの保護者の経験者として、誤解を恐れずにちょっと話をさせていただきますと、保護者も子どもとの付き合い方がなかなか分からずに、間違っていたのかなとか反省したり落ち込んだりしています。そこで、不登校の子どもを持つ保護者向けの研修やセミナーなどの勉強をする機会があれば、同じ悩みを持つ保護者同士の交流もできるし、ありがたいんじゃないかなと思ってます。そしてその延長上に不登校保護者会などができればいいのかなと。そうですね、保護者同士のつながりで子どもたちの不登校を防ぐというような仕組みができればいいなと思ったんですけど、そういった研修は開催できるかどうか、検討できないか、お考えをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

学校教育課の事業としまして、これまでそういった不登校児童生徒の保護者向けの研修会等は開催しておりませんでした。不登校児童生徒の保護者につきましては本当に大きな悩みを抱えていらっしゃるかと思いますし、また孤立させてはいけないなというように思っております。学校ができること、そしてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの力を借りること、そして教育委員会としましてできることというところもあるかと思いますので、そういった研修会について設定できないものか今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

ぜひとも検討のほどよろしく願いして、大きな2番に移ります。浦上水源地沿いの緩やかなカーブなんですけども、見通しが悪いカーブとはいえ、それほど危険ではないのかなと思われる方も多いと思うんですけども、蓬萊橋の交差点から昭和町の交差点までの道路は、スピード違反の取り締まりが頻繁に行われるほど比較的スピードを出す車が多くて、危険であると自分は感じています。さらに、「長崎市との新浄水場の共同事業に伴って使用できなくなる道の尾グラウンドの代わりに、この雑木林を整地して公園として整備することはできないか」という地元の方からの相談を受けたことから、今回の質問を行うことにしました。道の尾グラウンドの代わりに公園が今のとこまだ計画がないという話をされたと思うんですけども、以前蓬萊橋から泉町の方に行った所の道路の左側、長崎市の何か施設の所に公園ができるというふうな説明を受けたと思うんですけども、その話はどうなったのかお教えください。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

以前そういった話があったかと思いますが、実際そちらの前面道路、長崎市道におきまして宅地側、家が建ってる側の方に歩道を整備していただくというようなことで協議をさせていただいて、そちらの方向で今話が進んでいるところでございます。そういうふうにしたところで、今議員がおっしゃった天日乾燥施設ですかね、そちらの土地を公園として利用するに当たって、不安要素が幾つかございまして、要は具体的にどういうことかということ、山側にある歩道からその公園の方まで利用者を道路を渡らせるのがどうなのかと、安全上ですね。位置取りのにも警察ともご相談いたしまして、蓬莱橋の交差点からの距離が短いので信号制御とかそういうのはもう難しいというふうなことがあったもので、その他にどういう所があるかっていうところを検討しながら、地元自治会、道の尾自治会ですけど、そちらを含めたところで協議をさせていただいているというふうなところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

一応検討の結果、中止になったということだとは思いますが、その一応計画があった際に、公園整備の主体はどこが行う予定だったのか。お金はどこが出す予定だったのか教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

整備につきましては、私ども土木管理課の方で取り組むというように予定はしております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

一応この雑木林の整備は難しいという答えではあったんですけども、一応再度、この雑木林を防災親水公園としたときのメリット、5つほど述べさせていただきたいと思います。1つ目は見通しの悪いカーブの解消があります。2つ目に景観がよくなると思います。今現在の見た目はジャングルのように、特に高田南土地区画整理事業の三千隠線の出口付近であるため、交差点から公園が広がり、その奥に浦上水源地が広がるという美しい景観になるんじゃないかなと思います。3つ目は親水、水に親しむ公園ということで、住民が水に触れ合い、水に親しむということが挙げられると思います。特に浦上水源地はいまだに飲料水として不安があるということを多くの住民の方が思っておられるようです。そういった悪評を振り払う意味でも、また、より水を大切にさせていただくため

にも、親水公園の設置は有効だと考えています。4つ目は、防災公園としての機能があります。本町は長崎市、時津町と広域連携中枢都市圏を形成していることから、本町の避難所開設時に高田中学校に長崎市泉町の住民の方が避難してきたこともあったと記憶しております。本町と長崎市との境界にあるこの土地に防災公園を整備することは、両自治体にとって意義のあるものではないかと考えています。5つ目は、単純にこの近くに公園がないということですね。今年度完了予定の高田南土地区画整理事業でこれから500世帯以上の世帯が引っ越して、増えていくという中で、また道の尾グラウンドに代わる公園の整備の計画がまだはっきりと決まってないようであれば、ぜひともこの雑木林を整備してほしいと考えます。この雑木林の所有者は長崎市であるとのことですが、例えばこの土地を長崎市から借りて借地公園として整備するとか、または長崎市と共同で公園の整備ができないかと。長崎市と協議していただきたいというのが住民の方々の願いではありますが、考えをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

ご提案ありがとうございます。しかしながら、議員にはメリットを幾つか挙げていただいたかと思います。その中で、立地的な話になるんですが、先ほど天日乾燥施設を諦めた理由の一つとして、道路を歩行者を渡らせねばならないというふうな部分の一つでございます。こちら隣接の道路につきましては長崎市が管理する長崎市道、どちらもそうではございますが、区画整理区域側に歩道を整備されております。もし仮にここに何か整備をするとなると、当然渡っていただくというふうな部分は一定あろうかなというのが一つですね。あと防災公園につきましては、国庫補助の採択要件というのがございまして、こちらが規模が2ヘクタール以上というふうな面積要件があるようでございます。その他にも要件があるようで、ちょっと全てはちょっと把握はしてないんですが、あるようでございますので、防災公園としての整備っていうのは、ちょっと今難しいのではないかとこのように考えています。親水公園、確かに水と親しむ施設はあった方が面白いのかなっていうのはございますが、現地在が水源地という性格でございます。もともと河川があつて、周りに土地があつて、それが浦上川の方までずっと蛇行して流れていったらと思うんです。そこを今ダムでせき止めて水だめとして利用されているケース、そういうふうな条件でいいますと、今陸地として見えてる部分は陸地なんですけど、水深がちょっと入るとどれくらいあるかっていうふうな部分は、ちょっと分かりにくい部分があるかなと。そこに例えばその水と親しむ施設を造るっていうふうなことになる、費用的な部分も結構想定をされるというような部分と、あとこの水源地の管理者、そちらのお考えとかそういった部分も一定必要になるかなというふうに思っています。すみません、マイナス方向の答弁ばかりで申し訳ないと思うんですが、一応お話として伺いましたところで長崎市と対話できるかどうかというふうなところにつきましては、今後検討していきたい

いというふうに考えています。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

道の尾グラウンドがもともと長崎市の所有地であるということで、そこを使えなくなるということは理解してはるんですけども、しかしながらあの土地には建物こそ建ってはいないんですけども、道の尾自治会が草刈りなどの管理を行って、精霊流しや鬼火焚きなどの自治会の文化を築き上げて、子どもたちのサッカーやソフトボール、高齢者のグラウンドゴルフなど、健康づくりでもありました。さらに昨年度は道の尾自治会主催の夏祭りも開催され、約1,000人が集まったと聞いております。このように、道の尾グラウンドには約50年の歴史の中で築いてきた伝統や文化、それがあって、それらを継承できるならば道の尾グラウンドと同等の広さの公園の整備をしてほしいという住民の願いは当然のことと自分は思っていて、住宅地の中にあの広さの公園は難しいと思われるので、浦上水源地内の雑木林に整備できないかと、一部の住民の方々の中にはそういう思いがあるようです。あの雑木林の中に公園の整備は難しいっていう話、幾つか挙げられたと思うんですけども、私にはやっぱり決定的に絶対できないという理由もなかったかのようには思います。道の尾グラウンドがなくなる原因が、長崎市との新浄水場との共同事業であるならば、その代わりとなる公園の整備も共同でできないかというふうに協議の検討をしていただけないかというのを、再度お答えください。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

確かに今度共同浄水場の関係で道の尾グラウンドが廃止になるということで、大変地元の方には今後ご不便をおかけすることになるかと思っておりますけれども、その代替地としてですね、他の、なるべく今の道の尾グラウンドの近傍に何とか確保できないかということで今地元と協議をさせてもらっておりますけれども、今言った共同浄水場との絡みで、共同であそこの雑木林に公園をとという話ですが、今答弁があったようにちょっと難しいというふうに考えておりますが、その協議につきましては、そういったことが可能かどうかも含めて今後検討してまいりたいというふうに考えてます。

○議長（安藤克彦議員）

渡部水道局長。

○水道局長（渡部守史君）

共同浄水場というお話が出てまいりましたので、水道局からも一言申し上げます。共同浄水場、浄水場の共同整備という話が出た中で、水道局といたしましても長崎市の上下水道局、あるいは役場の中での関係部署とも、あるいは地元の皆さま方とお話しをしながら、そういった道の尾グラウンドの代替地についていろいろ協議をさせていただいております。

した。で、今、建設産業部の方からお話ございましたけれども、今、庁舎内の中でも調整をしながら話を進めているところでございます。水道局といたしましても、協力をしながらいい方向に進むように努力をしております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

ぜひともですね、あそこは無理だとしても、道の尾グラウンドの代わりになるような公園ができればそれでいいのかなと思って期待してますので、よろしくお願いします。質問は以上で終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで松林敏議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 15時49分）